

令和2年度
自己点検評価書

令和3（2021）年6月
東京純心大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 日本高等教育評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1 使命・目的等	5
基準 2 学生	18
基準 3 教育課程	38
基準 4 教員・職員	56
基準 5 経営・管理と財務	63
基準 6 内部質保証	70
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	74
キリスト教文化研究センター	74
地域共創センター	75
こども教育実践研究センター	76
看護教育実践研究センター	78
V. 特記事項	80

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

本学は、長崎に本部を置く邦人修道会「宗教法人純心聖母会」を設立母体とする学校法人東京純心女子学園が設置しているもので、「キリストの教えに基づいて真善美を探究するために、聖母マリアを理想とすること」を建学の精神としている。同修道会は、日本人最初の司教である早坂久之助師により創立され、シスター江角ヤスが初代会長に任命され、日本各地に教育事業、福祉事業を目的とした関連施設を作り、さらに南米(ブラジル)においても同様の活動を行い社会貢献に尽くしている。「純心」の名の由来は、愛と奉仕の精神に生きた聖母マリアの「けがれの無い心“Immaculate Heart”」である。創立当初から聖母マリアにならい、キリストにおいて示された神の愛によって、豊かな情操と高い知性を育み、責任ある愛と奉仕の精神に富む女性を育成することを教育の目的としてきたが、平成27(2015)年4月の看護学部の開設と同時に共学とし、社会に対して幅広く学生を受入れることとなった。

大学の基本理念としては、建学の精神を実現するための教育理念として掲げているように、カトリック的人類愛に根ざした教育理念に基づき、平和的国際社会と地域社会のよき担い手となる「愛に根ざした真の知恵“Sapientia in Caritate Fundata”」を身につけた人材の育成を目指している。そのために以下のとおり、「聖母マリアにならう人格形成」、「真理の探究」、「国際社会にいきる教養の体得」を三本柱として、自己の可能性に挑戦し続け個性豊かな文化の創造と発展及び人類の福祉に貢献できる人間の教育・育成に取り組んでいる。

「聖母マリアにならう人格形成」

聖母マリアの徳に倣い、きよく、かしこく、やさしく、おごらずに、使命を誠実に全うする人を育てます。どのようなことに出会っても、謙虚にこれを受けとめて、使命を果たした聖母マリアの姿はわたしたちの模範です。狭い価値観や規範にとらわれず、柔軟な寛い心で、他者や共同体のためにはたらくことができる人を育てます。

「真理の探究」

至上の価値である真理には、科学的真理もあれば宗教的真理、哲学的真理、と分野に応じて求めるべきさまざまな真理があります。しかし、至上の価値を求めてたゆまぬ努力を重ねる、探究の姿勢は同一です。永遠の価値を神に求めるカトリックミッション校として、本学の教育は、揺るぎない真理探究の姿勢を涵養し、芯の通った人に育てます。

「国際社会にいきる教養の体得」

国境や人種、思想・信条を超えて人々や事柄を理解し共感をもってかかわるためには、幅広い教養と柔軟な感性が求められています。本学の教養教育および感性教育は、この要求に応えます。

2. 使命・目的

使命・目的については、「建学の精神」や「教育理念」を基盤にし、その上に学部・学科ごとの特性を踏まえて構築している。各学部・学科における教育上の使命・目的を明確に示すため、学則第2条及び第4条の2に下記のとおり定めている。

(本学の目的)

本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、カトリック的人類愛に根ざした教育理念に基づき、学術の中心として真理を求め、広い知識と深い専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力の展開による人間形成につとめる。平和的国際社会と地域社会のよき担い手として、普遍的かつ個性豊かな文化の創造と発展及び人類の福祉に貢献し、奉仕し得る人間の育成を目的とする。

(学部学科の目的)

1. 現代文化学部こども文化学科は、個性豊かな現代文化の創造と発展及び人類の福祉に貢献し得る人間の育成を目的とし、「こども・からだ・こころ・あそび」にかかわる専門的事項、技能・表現の修得をとおして、高度な専門性、実践力を備えた人材の育成を教育目的とする。
2. 看護学部看護学科は、生命を持つものはかけがえのない存在であると認識し、他者を思いやる心をもつ看護専門職として社会に貢献でき、生涯を通して自己の可能性に挑戦し続けられる人材の育成を目的とする。

3. 個性・特色等

本学の教育上の個性・特色は、人格の形成や品格の涵養といった心の教育の基盤の上に、各学部・学科ごとの特性に応じた専門的知識を身につけさせ、社会に貢献する人材となるための「人間教育」である。各学部・学科における教育上の個性・特色については、学生便覧に次のように明示している。

1. 現代文化学部

(1) こども文化学科

- ・保育現場や教育現場を直接体験するために、実習をはじめ、インターンシップ活動、ボランティア活動、見学などを継続的に実施できる。
- ・学修成果を聖母祭、近隣の保育所、幼稚園、小学校、児童館などで発表したり、こどもたちと交流したりすることのできる機会を設けている。
- ・「純心こどもの国のクリスマス」を学生が主体的に実施し、地域とのつながりを継続している。
- ・こども文化研究会に複数の研究班を設置し、科目の学修を発展させたり、自分の興味・関心を活かしたりしてこどもとの関わり方を深めている。
- ・小学校教員の養成においては、東京都教育委員会の実施する「東京教師養成塾」や、神奈川県・横浜市・相模原市教育委員会の実施する「教員養成塾」と積極的に連携している。また、関東や関西の各教育委員会の実施する教員採用の大学推薦枠制度も活用し、受験機会を広げている。

2 看護学部

(1) 看護学科

- ・看護専門職となるために基盤となるひとりの人間としての成長を支える科目により「基礎」の科目群を構成し、教養教育を充実させている。
- ・看護専門職として必要な専門的知識と技術及び態度を養う科目により「専門」の科目群を構成し、責任を自覚し、社会に貢献できる人材の育成をめざしている。
- ・「専門」の科目群では、保健・医療・福祉の専門知識及び看護学の専門的知識・技術を教授するため、さらに「看護の基礎」「看護の実践」「看護の発展」の三つの科目群で構成し、基礎・基本から応用へと段階的に学修できる様に、科目の配置を工夫している。
- ・科目間の関連を学修者が理解でき、科目の内容を有機的に結びつけて学修できるように、科目の開講時期を配慮し、同系統の科目について講義・演習・実習の順序で配置している。
- ・実習科目を初期段階から配し、看護学へのモチベーションが高まるように4年間バランスよく配置している。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 38 (1963) 年	学校法人 東京純心女子学園創立
昭和 39 (1964) 年	東京純心女子高等学校（全日制普通科）開校
昭和 42 (1967) 年	東京純心女子短期大学（音楽科、生活芸術科）開学
昭和 46 (1971) 年	短期大学音楽科・生活芸術科に専攻科設置
昭和 48 (1973) 年	生活芸術科を美術科に学科名変更
昭和 61 (1986) 年	東京純心女子中学校開校
平成元 (1989) 年	短期大学に英語科増設
平成 4 (1992) 年	専攻科美術専攻 学位授与機構による認定
平成 5 (1993) 年	専攻科音楽専攻 学位授与機構による認定
平成 8 (1996) 年	東京純心女子大学 現代文化学部 (英米文化学科・芸術文化学科) 開学
平成 16 (2004) 年	現代文化学部英米文化学科を現代英語学科に学科名変更 現代文化学部にこども文化学科増設
平成 20 (2008) 年	現代文化学部現代英語学科を国際教養学科に学科名変更
平成 22 (2010) 年	現代文化学部芸術文化学科 募集停止
平成 27 (2015) 年	現代文化学部国際教養学科 募集停止 東京純心大学に名称変更（共学化） 看護学部看護学科 開設

2. 本学の現況

- ・大学名 東京純心大学 ・所在地 東京都八王子市滝山町2丁目600番地
- ・学部学科構成
現代文化学部・こども文化学科
看護学部・看護学科
- ・学生数（令和2（2020）年5月1日現在）

区 分	入学定員	収容定員	在籍者数	充足率
現代文化学部	60	240	103	42.92%
看護学部	60	240	270	112.50%
合計	120	480	373	77.71%

- ・教員数（令和2（2020）年5月1日現在）

区 分	専任教員	兼任教員
現代文化学部	14	9
看護学部	31	43

- ・職員数（令和2（2020）年5月1日現在）

区 分	職員数
専任職員	20
非常勤職員	18

Ⅲ. 日本高等教育評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準 1-1 を満たしている」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的は、聖母マリアにならいキリストにおいて示された神の愛によって、豊かな情操と高い知性を育み、責任ある奉仕の精神に富む人材を育成することであり、「建学の精神」及び「教育理念」という基盤の上に、学部・学科ごとに以下のとおり定めている。また、これらはいずれも学則第 2 条及び第 4 条の 2 に具体的に明示している。

(本学の目的)

本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、カトリック的人類愛に根ざした教育理念に基づき、学術の中心として真理を求め、広い知識と深い専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力の展開による人間形成につとめる。平和的国際社会と地域社会のよき担い手として、普遍的かつ個性豊かな文化の創造と発展及び人類の福祉に貢献し、奉仕し得る人間の育成を目的とする。

(学部学科の目的)

1. 現代文化学部こども文化学科は、個性豊かな現代文化の創造と発展及び人類の福祉に貢献し得る人間の育成を目的とし、「こども・からだ・こころ・あそび」にかかわる専門的事項、技能・表現の習得をとおして、高度な専門性、実践力を備えた人材の育成を教育目的とする。
2. 看護学部看護学科は、生命を持つものはかけがえのない存在であると認識し、他者を思いやる心をもつ看護専門職として社会に貢献でき、生涯を通して自己の可能性に挑戦し続けられる人材の育成を目的とする。

1-1-②簡潔な文章化

本学の使命・目的等については、学則に明確かつ簡潔に文章化されている。また、学生便覧、大学ホームページ及び大学案内など、様々な媒体をとおして、教職員・学生及びステークホルダーに周知している。

1-1-③個性・特色の明示

本学では、現代文化学部こども文化学科及び看護学部看護学科の2学部2学科を設置しており、全学及び学部・学科における個性・特色は、それぞれの使命・目的に従い学生便覧や大学案内等に一貫性をもって明示している。

さらに、大学案内においては「純心教育の魅力」と題し、こども文化学科は、「学生一人ひとりの個性を見極め、社会貢献できる人材を手厚く育成」、看護学科は、「他者を思いやる豊かな心と可能性に挑戦し続ける看護者を養成」をメインテーマにあげ、それぞれ特色ある複数の科目を取り上げて具体的に明示し、本学への進学希望者やその保護者等のステークホルダーに対し情報提供している。

1-1-④変化への対応

我が国は、急速な少子高齢化により18歳人口は2030年には約100万人、さらに2040年には約80万まで減少すると国が推計している。一方で、高等教育を担う大学は約780校も設置されている。

本学では、18歳人口の減少や国の動向を踏まえ、平成27(2015)年4月から共学化を図ると共に看護学部を設置し、大学名を東京純心女子大学から東京純心大学と改名し、新たにスタートした。これに伴い、学則第2条(目的)に定める条文の中に「人類の福祉に貢献し」を付け加えるとともに、「女性の育成」を「人間の育成」に改めるなどの対応をしている。

(3) 1-1の改善・向上方策(将来計画)

キリスト教的愛に根ざした真の知恵で教育に力を入れていくことはもとより、社会の変化や要請に応じて高等教育機関としての責任を果たしていく。

また、学生の教育・育成はもちろんのこと、今後は看護師や保育士の不足や急速な高齢化などの社会情勢及び地域の課題を的確に捉え、医療施設、介護施設、保育所、児童館、公共図書館等との連携を十分にとり、地域貢献事業を通じて本学の使命・目的を果たしつつ、教育理念、教育目的を、簡潔にわかりやすく社会に周知する。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

《1-2の視点》

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定

「基準1-2を満たしている」

(2) 1-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-①役員、教職員の理解と支持

本学園の理事会を構成する理事は、寄附行為第6条により選任され、次の7人の構成となっている。

(理事の選任)

1. 宗教法人純心聖母会から選任された同会会員2人
2. 東京純心大学長
3. 東京純心女子高等学校長
4. 評議員のうちから理事会において選任した者1人
5. この法人に関係ある学識経験者及び功労者のうち理事会において選任した2人

本学の使命・目的を定めている学則の制定・改正は、寄附行為第19条により評議員会の意見を聞く諮問事項であり、役員理解と支持のもとで可能となる。さらに、教職員の代表者等を含めた15人の評議員会にあらかじめ意見を聞かなければならないこととなっている。

また、大学(教学部門)の長である学長は、法人の理事でもあり経営面を総理する理事長及び理事会と常に連絡・調整しながら、教学面の運営体制を整備している。

東京純心大学内においては、学則第8条に大学運営協議会、第9条に教授会、第10条に学部の設置を定め、運用している。

大学運営協議会は学長、副学長、学長補佐、学部長、学科長、図書館長、教養教育室長、事務局長(事務部長)、事務局次長、企画調整課長、学務課長、図書・研究支援課長、IR推進室長、その他学長が特に必要とする者、による教職協働体制で、教職員の意見・提案を柔軟に汲み上げながら民主的な運営により、学則第8条の(1)教育理念の具現化、(2)教育研究の将来構想の審議、(3)大学運営に関する重要事項の審議等を行っている。

教授会は、学則第9条において教育研究に関する重要事項について、学長の求めに応じて意見を述べることとなっている。

学部会は、学則第10条において学部の教育研究に関する事項について、学部決定を行うに当たり学部長に対して意見を述べるものとし、また学部長の求めに応じて意見を述べるができるものとしている。これらの諸会議を通じて、使命・目的、教育目的は、役員及び教職員に理解され支持されている。

1-2-②学内外への周知

理事会・大学運営協議会及び教授会等で意思決定された事項については、学部会、学科会及び職員会議を通じて全教職員に周知される。使命・目的、教育目的についても同様に周知・共有されている。さらに、学内ネットワークに規程集フォルダを作成し全規程をPDF化し、全教職員がいつでも最新の規程を確認できるようにしている。

学外に対しては、大学案内、大学ホームページ、大学発行の広報誌等を中心に広く周知に努めており、また同窓生に対しては、大学同窓会会報誌「Kunugi」を活用し、周知するなど、多くのステークホルダーに対して広く周知される仕組みを構築している。

1-2-③中長期的な計画への反映

本学は、使命・目的及び教育の目的を達成するため、平成 27（2015）年度に中長期計画を策定し、その計画に沿って着実に事業を進めている。しかし、昨今の厳しい財政状況や私学を取巻く環境の変化に対応するため計画を随時見直すなど柔軟に行動している。

1-2-④三つのポリシーへの反映

本学は、学則第 2 条に目的を規定し、そこに教育理念や育成すべき人物像を明確にしている。それらを踏まえて、使命・目的及び教育目的をディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、の三つのポリシーへ十分に反映させている。

（三つのポリシーについては、平成 29（2017）年 4 月の策定以来、初めての見直しを行い、大学の三つのポリシーについては令和 2（2020）年 9 月に改訂版を策定した。その後各学部の三つのポリシーの見直しを行い、今回改訂版を策定した。）

大学の三つのポリシー（旧）

【アドミッション・ポリシー】

本学の建学の精神と教育理念に共感し、高等学校の学習内容を習得できている次のような人を受けいれます。

1. 東京純心大学における感性教育に関心をもつ人
2. 人に関心をもち、一人ひとりの人間を尊重できる人
3. 自らの目標に向かって、主体的に取り組む事ができる人

【ディプロマ・ポリシー】

本学の教育理念である「愛に根ざした真の知恵」を基盤とした次の内容を身につけ、社会平和のために貢献する実践力をもち、所定の単位を修めた者に卒業を認定し、学位を授与します。

1. 豊かな知性と感性を身につけている
2. 自分と他者を理解・尊重して対人関係を形成して協力・協働できる
3. 自ら学ぶ力と態度をもち、自己の可能性に挑戦できる

【カリキュラム・ポリシー】

ディプロマ・ポリシーを達成するために、次の内容を重視したカリキュラムを編成し、実践的・体験的学修を通じて実践力を身につけます。

1. 地域の自然や文化などの本学の特色を活かし、豊かな知性と感性の育成
2. コミュニケーション能力と専門的知識・技術・技能の修得
3. 自ら学ぶ力の育成

大学の三つのポリシー（新）

【ディプロマ・ポリシー】

1. キリスト教の精神に基づいて、柔軟な寛い心で対人関係を形成し、協働できる。
2. 揺るぎない真理探究の姿勢を涵養し、物事を深く洞察できる。
3. 多文化共生社会の担い手として、豊かな知性と感性を身につける。
4. 専門分野の知識・技術を身につけ、地域社会において主体的に貢献できる。

【カリキュラム・ポリシー】

「基礎科目」では、本学の建学の理念を基盤として、常に平和に関心を示し、幅広い教養と豊かな人間性、倫理観をもとに、責任ある行動力を有した人材を育成するための科目群を構成しています。

・学部を越えて幅広い分野を横断的に学び、人類の文化や歴史、社会と自然、芸術に関する知識を理解し、専門教育を学ぶために必要な基礎知識を身につけるための科目群を構成しています。

・多文化共生社会の担い手となるために、異文化社会に関する意識や知識、英語を体系的に修得し、国境や人種、思想・信条を超えて多様な人々と協働できる人材育成のための科目群を構成しています。

「専門科目」では、専門的な知識・技術、論理的思考力、実践力を育むことで、専門職業人の育成に必要な科目を体系的に編成しています。

・演習や実習等の実践的・体験的学習を通して専門的知識・技術を身につける科目群を構成しています。

・既習の知識・技術、経験等を活用し、自ら課題を見出し、課題解決に粘り強く取り組むことで、物事の意義や本質を探究していく方法を身につけ、論理的思考力、批判的思考力を高めます。

授業形態は、思考力や判断力を育むために、グループワーク、グループディスカッション、PBL（問題解決型学習）、プレゼンテーション、フィールドワーク等の能動的学習方法（アクティブラーニング）を積極的に取り入れ、双方向型の学びを重視した教育方法を実践します。

学修成果の測定と評価は、シラバスの評価方法・基準をもとに、成績評価基準に従い厳正に行います。

本学での教育の質を保証し、さらに高めていくために、教育の内容、方法、成果に対する組織的な評価及び検証を行います。

【アドミッション・ポリシー】

1. 本学の建学の精神と教育理念に共感できる人
2. 人に関心をもち、一人ひとりの人間を尊重できる人
3. 自らの目標に向かって、主体的に取り組むことができる人

また、学則第4条の2には、現代文化学部こども文化学科及び看護学部看護学科の目的を規定し、それを踏まえて、三つのポリシーをそれぞれ定めている。

現代文化学部こども文化学科（旧）

【ディプロマ・ポリシー】

本学の建学の精神と教育理念に基づき「愛に根ざした真の知恵」を身につけた国際社会、地域社会の善き担い手を育成します。こども文化学科の教育課程を履修して所定の単位を修め、次の能力を備えた者に卒業を認定し、学士（こども文化学）の学位を授与します。

1. 「こども・からだ・こころ・あそび」の四つのキーワードからのアプローチを学修し、現代社会の中で主体的に判断し表現できる資質を備える。
2. こども文化の研究を通して研鑽した豊かな感性と人格の陶冶をもって、世界の平和のために協働できる。
3. こども文化全般への広い視野と深い認識をもち、保育・教育に関する豊かな専門的知識と技能を習得し、こどもの「育ち」に資する事ができる。

【カリキュラム・ポリシー】

建学の精神と教育理念を踏まえ、人間発達と人間社会の原点である〈こども〉とこどもをとりまく文化全般である〈こども文化〉を探求し、こどもとこどもの心を持ったすべての人が生きる現代社会に貢献できるよう、「こども、からだ、こころ、あそび」の四つのキーワードを基盤に教育課程を編成しています。

1. 感性教育の伝統を基に〈表現系科目〉を重視する
2. 人間教育の伝統を基にした〈実践型科目〉により主体的な学修を重視する
3. 現代社会に貢献できる人材育成のために〈資格課程〉を備える

【アドミッション・ポリシー】

現代文化学部こども文化学科では、建学の精神と教育理念を理解し、人間発達と人間社会の原点である〈こども〉とこどもをとりまく文化全般である〈こども文化〉を探求しようとする人、保育・教育に関する専門的な知識と技能を習得して地域社会で活かそうとする人、具体的には、次の適性、能力等を有する人を受入れます。

1. あらゆるものごとに対して真摯に向き合い、他者とのコミュニケーションにおいて誠実な人。そのための基礎的な日本語力と文章表現能力を身につけている人。
2. 心身ともに健康で、奉仕の心とそれを実現する体力を持ち、協働・参画・実践する人。自己研鑽にたゆまぬ努力をする人。
3. こどものこころや遊びに共感し、それらを探求することを通して専門的な知識と技能を身につけようとする人。

現代文化学部こども文化学科（新）

【ディプロマ・ポリシー】

現代文化学部こども文化学科では、建学の精神と教育理念に基づき、「愛に根ざした真の知恵」をもって、多様な文化・社会の中で生きる子どもの命を守り育てる保育者を育成します。

保育および幼児教育の高度な知識と技能を身につけ、子どもの幸せと平和の実現のために多文化共生社会のなかで協働し、主体的に判断し表現できる資質を養います。以上の教育目的に従って定めたこども文化学科の教育課程を履修して所定の単位を修め、下記の資質・能力を備えた者に卒業を認定し、学士(こども文化学)の学位を授与します。

1. 豊かな感性と教養の土台の上に、保育・教育の高度な知識と技能を身につけ、「こども・からだ・こころ・あそび」のキーワードを通して主体的に思考することができる。【知識・技能】【思考力】【主体性】
2. 子どもの幸せと平和の実現のために、多様な背景や文化を持つ地域の人々と痛みや喜びを分かち合い、創造的なコミュニケーションを通して表現することができる。【表現力】【多様性】【協調性】
3. 保育者としての高度な専門性に裏付けられた「愛に根ざした真の知恵」を持って主体的に判断し、多文化共生社会を生きる子どもたちの命を守り育てることができる。【判断力】【主体性】

【カリキュラム・ポリシー】

現代文化学部こども文化学科では、ディプロマ・ポリシーを達成するために、教育課程を「基礎科目」と「専門科目」で構成しています。

1. 「基礎科目」

建学の精神と教育理念に基づき、常に平和に関心を示し、幅広い教養と豊かな人間性と倫理観をもって責任ある行動のとれる人材を育成するために、以下のような科目群で体系的に編成しています。

- ① 大学1・2年次の導入教育となる「現代文化セミナー」「純心チュートリアル」「アカデミック・ライティング」「Humanities Basics」を卒業必修科目として開講します。
- ② 人文・社会科学、芸術、外国語、情報、スポーツ・健康、留学・インターンシップなどの選択科目を通して多文化共生社会の担い手になる人材を育成します。

2. 「専門科目」

専門的な知識・技能、論理的思考力、実践力を育み、保育士資格・幼稚園教諭1種免許状取得に必要な科目を以下のような4つの柱(身につける力)にバランスよく配置し、入門期・発展期・実践期・探究期の学修段階を踏まえてカリキュラムマップに示す通り体系的に編成しています。

- ① こども文化・保育・教育全般への思考力・判断力
- ② 保育・幼児教育の専門的知識と技能
- ③ 「こども・こころ・からだ・あそび」をキーワードとしたこども文化の感性と表現
- ④ 保育・教育の実践と態度

3. 授業形態

① 感性教育の伝統を基に＜表現系科目＞に力を入れています。【思考力・判断力・表現力】
——ピアノ・トーンチャイム・リトミック・造形・絵本・読み聞かせ・舞台表現

② 全人教育・リベラルアーツ教育の伝統を基に＜実践型科目＞でのアクティブラーニングに力を入れています。【主体性・多様性・協調性】【知識・技能】——野外文化活動、言語文化海外実習、リベラルアーツ実習

4. 学修成果の測定と評価

シラバスの評価方法・基準をもとに成績評価基準に従い厳正に行い、学修評価はGPAに集約し、各学生のポートフォリオを活用しながらアドバイザーが修得単位数とともに適切な指導や助言を行います。

【アドミッション・ポリシー】

現代文化学部こども文化学科では、建学の精神と教育理念を理解し、子どもの幸せと平和の実現に関心があり、子どもの命を守り育てる保育者としての専門的な知識と技能を習得して地域社会で生かそうとする人、具体的には、下記の適性、能力等を有する人を受け入れます。

1. あらゆるものごとに対して真摯に向き合いながら柔軟に思考し、他者とのコミュニケーションにおいて誠実で適切な判断のできる人。そのための基礎的な日本語力と文章表現能力を身につけている人。 【思考力・判断力・表現力】
2. 心身ともに健康で、奉仕の心とそれを実現する体力を持ち、主体的に多様な人々と協働・参画・実践する人。自己研鑽にたゆまぬ努力をする人。【主体性・多様性・協調性】
3. 子どもの幸せと平和の実現に関心があり、子どもたちの命を守り育てることを探究し、保育および幼児教育の専門的な知識と技能を身につけようとする人。【知識・技能】

看護学部看護学科（旧）

【ディプロマ・ポリシー】

本学の教育理念である「愛に根ざした真の知恵」を基盤とし、教育目標のもと、看護学科の教育課程を履修して所定の単位を修め、これらの能力を備えた者に卒業を認定し、学士（看護学）の学位を授与します。

1. 豊かな人間性と倫理観をもとに、人間の尊厳と権利を養護する態度を身につけている。
2. 自己理解・自己受容をもとに、自己を活用した対人支援力を身につけている。
3. 看護を必要としている人々に、的確な看護判断のもとで確実に実践できる基礎的能力を身につけている。
4. 地域社会の包括ヘルスケアシステムの一員として、人々の健康生活に貢献する基礎的能力を身につけている。
5. 看護専門職として自らの価値観を形成し、成長し続けられるための基礎を身につけている。

【カリキュラム・ポリシー】

建学の精神と教育理念を踏まえて、次のような科目群で構成し教育課程を編成しています。ひとりの人間としての成長を支える「基礎」の科目群と、専門分野の基本的な知識・技術を修得する「専門」の科目群とにより編成しています。さらに「専門」の科目群は、「看護の基礎」「看護の実践」「看護の発展」の3つの構成により、基礎・基本から応用へと段階的に学修し、あらゆる健康レベルに対応できる人材を育成する科目を配置しています。また、全科目を通じて、感性を養うための教授法の工夫を行っています。

【アドミッション・ポリシー】

1. 建学の精神と教育理念に共感し、科学的思考力及び課題解決能力を持ち、さらに次の適性、能力を有する人を受入れます。
2. 人間及び健康への支援に関心が高い人
3. 他の人と協力して物事に取り組むことができる人

看護学部看護学科（新）

【ディプロマ・ポリシー】

1. キリスト教の精神を基調とし、かけがえのない存在である人間を尊び、よりよい人間関係を築くことができる。
2. 倫理的かつ的確な臨床判断のもと、科学的根拠に基づいた看護を実践する能力を身につけている。
3. 多様な社会に生きる対象者が、自分らしく生活できるよう看護を実践する能力を身につけている。
4. 看護専門職としての役割・責務を理解し、多職種と連携・協働する能力を身につけている。
5. 看護学の発展のために継続的に学び、看護を創造する能力を身につけている。

【カリキュラム・ポリシー】

1. 豊かな知性と感性を磨き、能動的な学修態度を獲得するために、順序性に留意して科目をバランスよく配置している。人間尊重の精神に基づいた倫理性、人間理解、コミュニケーション能力などを培う「教養」群、科学的思考、科学的根拠に基づいた看護を実践するための基本的知識・技術・態度を修得する「専門」群、さらに自己管理能力、自律性を高めるための「発展」群を配置した教育課程を編成している。
2. 対象者の健康課題解決にむけた看護を行うために、課題解決技法および健康段階・発達段階に応じた専門知識や技術を身につけさせる。1～3年次に、生活者の視点から身体的・精神的・社会的側面を理解するために必要な知識・技術・態度を身につけさせる。また、文化や制度と健康に関与する理論など、看護の基礎となる科目を配置している。4年次においては、既習の学びを統合して、継続的に学び、看護を創造することにつながる科目を配置している。
3. 看護を提供する多様な場の理解と、対象者とのコミュニケーション能力を養うために、

1・2年次には、講義・演習の学びを活かした実習を段階的に配置している。3年次には、既習学修をもとに専門性の高い看護を学ぶために領域別実習を配置している。4年次には、学生個々の学修課題を明確にし、看護(学)の探求のために統合実習を配置している。また、多職種連携教育(IPE)を通してチーム医療を学ぶ科目を配置している。

4. 4年間を通じた学修形態として、能動的学習方法であるアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れている。的確な臨床判断に基づいた看護実践能力を高めるために、シミュレーション教育に代表される情報通信技術(ICT)などを積極的に活用している。また、自己省察力を高め、継続的に学修する能力を養うために、ラーニング・ポートフォリオを活用している。

5. 学修の成果は、課題レポート、演習への参加状況、筆記試験、実習前後の課題達成と実習中のディスカッション等を踏まえて、シラバスの学修目標に沿って適正に評価する。また、卒業研究の評価は、看護学における新たな課題の提起、計画的・継続的な探究姿勢、プレゼンテーションおよび最終成果物等を踏まえてシラバスの学修目標に沿って適正に評価する。

【アドミッション・ポリシー】

1. 本学の建学の精神と教育理念に共感できる人
2. 人に関心を持ち、一人ひとりの人間を尊重できる人
3. 看護専門職をめざして、主体的に取り組むことができる人

入学選抜試験における評価について

上記に基づき、入学者選抜の評価方法を次の通り定める。

本学の入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、学力の3要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「協働・態度：主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を各区分の選抜方法により、多面的・総合的に評価する。

【学校推薦型選抜】

学校推薦型選抜は「指定校3区分」「公募」の2方式で実施する。

- ・学校長による推薦書、調査書、志願理由書においては、高等学校生活で発揮した学業成績、人物所見、課外活動等、
 - ・小論文においては知識・技能、思考力・判断力・表現力、
 - ・面接においてはコミュニケーション能力や表現力・態度・意欲、主体性・協調性、
- 以上の3つの評価をもって総合的に判断する。

【一般選抜】

- ・学科試験による基礎学力(知識・技能)、論理的思考力、読解力、表現力等
 - ・学校長による推薦書、調査書、志願理由書においては、高等学校生活で発揮した学業成績、人物所見、課外活動等、
 - ・面接においてはコミュニケーション能力や表現力・態度・意欲、主体性・協調性、
- 以上の3つの評価をもって総合的に判断する。

【特別選抜(社会人・海外帰国生徒)】

- ・学校長による推薦書、調査書、志願理由書においては、高等学校生活で発揮した学業成績、人

物所見、課外活動等、

- ・小論文においては知識・技能、思考力・判断力・表現力、
- ・日本語による面接においてはコミュニケーション能力や表現力・態度・意欲、主体性・協調性、

以上の3つの評価をもって総合的に判断する。

【大学入学共通テスト利用選抜】

- ・大学入学共通テスト成績による基礎学力（知識・技能）、論理的思考力、読解力、表現力等
- ・学校長による推薦書、調査書、志願理由書においては、高等学校生活で発揮した学業成績、人物所見、課外活動等、
- ・面接においてはコミュニケーション能力や表現力・態度・意欲、主体性・協調性、

以上の3つの評価をもって総合的に判断する。

1-2-⑤教育研究組織の構成との整合性

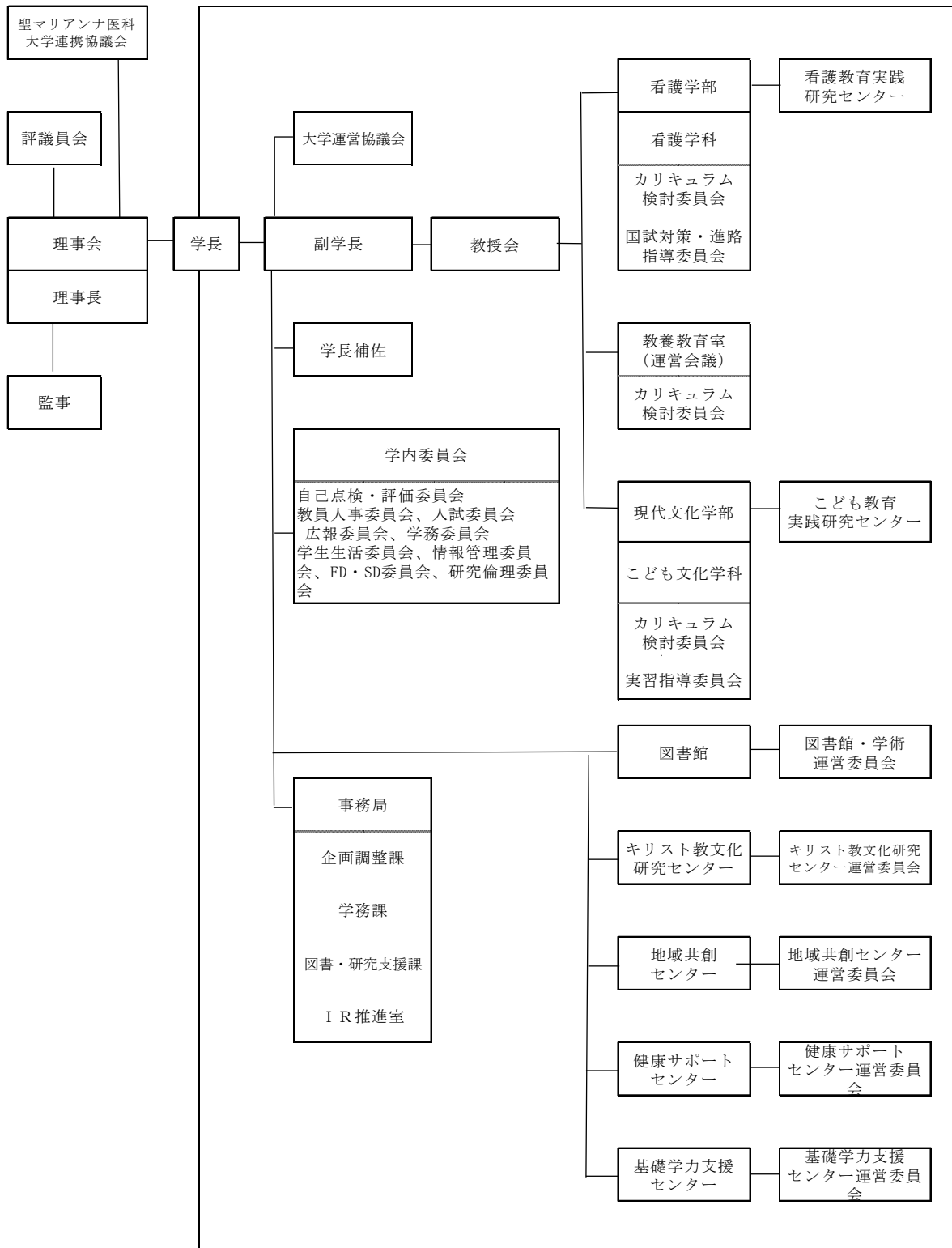
本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、学則第4条から第11条に基づき、学部・学科、図書館、研究センター、教養教育室等を設置し、それぞれに必要な教職員を配置し適切な運営をしている。また、運営組織規程において、学長、副学長、学長補佐及び各組織の長についての役割や組織構成とその整合性を明確にしている。

本学の教育研究組織は、機能的かつ有機的に組織されており、学長のリーダーシップが十分に発揮できる体制となっている。

東京純心大学運営組織図（令和2（2020）年5月1日現在）

東京純心大学 運営組織図

別表1



(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目標については、全学的に理解と支持が得られているが、さらに理解を深めるため新任教職員研修、FD(Faculty Development)研修、SD(Staff Development)研修等において頻回に確認することで、浸透を図る。

また、受験生やその保護者、ステークホルダーに対しては、大学案内、発行機関誌やホームページ等を有効活用し、使命・目的及び教育目的に関連する情報をより見やすくレイアウトするなど、周知方法に改善を図る。

本学の使命・目的及び教育目的と教育研究組織の整合性については、中長期計画に使命・目的及び教育目的が反映されていることを常に検証しながら、軌道修正し、社会情勢等の変化に的確に対応しつつ、教養教育の充実と専門教育の特色の進展を両輪として、学士課程教育の質的向上を図るよう教育研究組織の検証を進める。

【基準1の自己評価】

「建学の精神」・「教育理念」を踏まえた大学及び学部・学科の使命・目的は、学則に定められ、具体的かつ明確に示されている。さらには、本学の個性・特色も十分に反映されており、法令にも適合している。

教育理念として「愛に根ざした真の知恵」を掲げ、開学以来、聖母マリアのすぐれた生き方を教育の理想とした学園創立者シスター江角ヤスの教育の精神に基づき、具体的な学園標語として「マリアさま、いやなことは、私がよろこんで」を定め、教職員はもとより学生にも浸透している。

また、「建学の精神」や「教育理念」及び使命・目的等の根底には、「愛と奉仕」の精神が脈々と受け継がれている。今もなお、その基盤はゆるぐことなく、明確、簡潔で整合性が担保されている。

以上のとおり、「基準1」におけるすべての「基準項目」について、自己点検・評価を行った結果、「基準1」を満たしている。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準 2-1 を満たしている」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

アドミッション・ポリシーについては、教育目的を踏まえて策定し、その周知は大学案内や大学ホームページ、学生募集要項、学生便覧、大学ポートレートに明示している。

本学の教育目的及びアドミッション・ポリシーは、次に示すとおりである。なお、アドミッション・ポリシーは令和 2（2020）年度に見直しを行った。

教育上の使命・目的を明確に示すため、大学及び学部学科の目的は、学則第 2 条及び第 4 条の 2 に定めている。

（大学の目的）

本学は、教育基本法及び学校教育法にのっとり、カトリック的人類愛に根ざした教育理念に基づき、学術の中心として真理を求め、広い知識と深い専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力の展開による人間形成につとめる。平和的国際社会と地域社会のよき担い手として、普遍的かつ個性豊かな文化の創造と発展及び人類の福祉に貢献し、奉仕し得る人間の育成を目的とする。

（学部学科の目的）

現代文化学部こども文化学科は、個性豊かな現代文化の創造と発展及び人類の福祉に貢献し得る人間の育成を目的とし、「こども・からだ・こころ・あそび」にかかわる専門的事項、技能・表現の修得をとおして、高度な専門性、実践力を備えた人材の育成を教育目的とする。

看護学部看護学科は、生命を持つものはかけがえのない存在であると認識し、他者を思いやる心をもつ看護専門職として社会に貢献でき、生涯を通して自己の可能性に挑戦し続けられる人材の育成を目的とする。

〈アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）〉

【大学】令和 2（2020）年 9 月改訂

1. 本学の建学の精神と教育理念に共感できる人
2. 人に関心を持ち、一人ひとりの人間を尊重できる人
3. 自らの目標に向かって、主体的に取り組むことができる人

入学選抜方法は、多様な人材を受け入れるために、一般選抜、総合型選抜、学校推薦

型選抜、大学入学共通テスト利用選抜、特別選抜という、さまざまな入学者選抜の方式を採用しています。

【各学部】令和2（2020）年12月改訂

【現代文化学部こども文化学科】

1. あらゆるものごとに対して真摯に向き合いながら柔軟に思考し、他者とのコミュニケーションにおいて誠実で適切な判断のできる人。そのための基礎的な日本語力と文章表現能力を身につけている人。【思考力・判断力・表現力】
2. 心身ともに健康で、奉仕の心とそれを実現する体力を持ち、主体的に多様な人々と協働・参画・実践する人。自己研鑽にたゆまぬ努力をする人。【主体性・多様性・協調性】
3. 子どもの幸せと平和の実現に関心があり、子どもたちの命を守り育てることを探究し、保育および幼児教育の専門的な知識と技能を身につけようとする人。【知識・技能】

【看護学部看護学科】

1. 本学の建学の精神と教育理念に共感できる人
2. 人に関心を持ち、一人ひとりの人間を尊重できる人
3. 看護専門職をめざして、主体的に取り組むことができる人

2-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学は、アドミッション・ポリシーに沿った入学者を受入れるため、アドミッション・ポリシーを学生募集要項に記載し、本学が求める人物像を明示している。入学試験は、入学者選抜実施規程に基づき、学長を入試本部長とする入学試験実施本部を設置し、厳正に実施している。その実施にあたっては、入学者選抜に関するマニュアルに準じ、各学部会、教授会の議を経て適正かつ公正に合否判定をしている。

また、入試問題はアドミッション・ポリシーを理解している本学教員及び本学と連携協定を締結している大学教員を中心に作成し、入試委員会によるチェックと外部機関の第三者からのチェックを受けることにより、出題ミス防止や出題意図の明確化等を十分に確認し、入試問題の適切性を高めている。さらには、受験生が学力の3要素を十分に発揮できる様に、多様な入学試験方法を複数回実施し、加えて多様な背景を持つ受験生へ配慮した入学試験方法も導入している。選抜試験の内容及び、学力検査、調査書や志願者本人の記載する資料等については、学力の3要素を多面的・総合的に評価するため、その評価方法を「評価の観点」として、学生募集要項に詳細に記載している。

本学のアドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れについて、現代文化学部こども文化学科の大学入学共通テスト利用選抜では、志願理由書で確認しており、両学部のその他の選抜区分では、「個人面接」で確認をしている。入試委員会においては、その実施に対しての運営方法等について振り返り、必要に応じて改善するなど対策し、次回へと活かしている。

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、入学志願者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等にも対応できる選択肢を確保するため、次回以降の同じ選抜区分へ

の振替受験（追加入学検定料免除）や追試験の制度を設けた。また、新型コロナウイルス感染症に対する経済的支援のため、特例措置として総合型選抜と学校推薦型選抜の入学検定料の全額を免除した。

〈総合型選抜（旧アドミッションズ・オフィス入試(A0入試)）〉

総合型選抜は、現代文化学部こども文化学科において4回実施しており、試験内容は、表現力考査及びエントリーシートに基づく面接を課している。アドミッション・ポリシーに基づき、表現力考査では、ピアノ表現、造形表現、言語表現、身体表現の中から、受験生が得意とするものを選択させている。これら試験とエントリーシートに基づく面接で受験生を多面的、総合的に可否の判定をしている。

【選抜区分（総合型選抜）出願者・受験者・合格者・入学者（単位：名）】

学部名	区分	2021年度 選抜	2020年度 入試	2019年度 入試	2018年度 入試	2017年度 入試	2016年度 入試	2015年度 入試
現代文化 学部	出願者	8	10	3	8	17	20	20
	受験者	8	10	3	7	16	20	20
	合格者	8	10	3	6	15	17	20
	入学者	8	10	3	6	15	17	20

〈学校推薦型選抜（旧推薦入試）〉

学校推薦型選抜は、指定校推薦・公募推薦の2つの区分があり、各学部共に2回実施している。本学が定める学業成績（学習成績の状況）を満たし、かつ当該学生が在籍している学校長からの推薦を受けた受験者に面接及び小論文を課し、多面的・総合的に可否を判定している。

【選抜区分（学校推薦型選抜）出願者・受験者・合格者・入学者（単位：名）】

学部名	区分	2021年度 選抜	2020年度 入試	2019年度 入試	2018年度 入試	2017年度 入試	2016年度 入試	2015年度 入試
現代文 化学部	出願者	9	9	9	11	10	13	23
	受験者	9	9	9	11	10	13	23
	合格者	9	9	9	11	10	13	23
	入学者	8	9	9	11	10	13	23
看護学部	出願者	25	34	21	15	12	5	16
	受験者	25	34	21	15	12	5	15
	合格者	25	34	20	15	11	2	13
	入学者	25	34	16	15	11	2	13
合計	出願者	34	43	30	26	22	18	39
	受験者	34	43	30	26	22	18	38
	合格者	34	43	29	26	21	15	36
	入学者	33	43	25	26	21	15	36

〈一般選抜（旧一般入試）〉

一般選抜は、多くの受験生に対して受験機会を与える目的で3回実施している。現代文化学部こども文化学科の試験科目は、国語または英語、小論文及び面接で、看護学部看護学科は国語、英語及び選択科目（数学Ⅰ・A、理科（化学基礎）、理科（生物基礎））の中から1科目を選択し、かつ面接を課し、それらを総合的に判断し合否を判定している。また、看護学部看護学科には「特待生制度」を設け、一般選抜（第1回）において成績上位3名に対して、授業料及び教育充実費の全額免除または半額免除とするなど、成績優秀な学生確保につながるよう努めている。

【選抜区分（一般選抜）出願者・受験者・合格者・入学者（単位：名）】

学部名	区分	2021年度 選抜	2020年度 入試	2019年度 入試	2018年度 入試	2017年度 入試	2016年度 入試	2015年度 入試
現代文 化学部	出願者	10	20	13	15	20	19	20
	受験者	5	18	10	13	19	15	19
	合格者	5	18	10	13	19	14	16
	入学者	1	8	8	6	6	3	6
看護学部	出願者	95	161	126	145	137	111	111
	受験者	84	151	114	135	123	96	97
	合格者	80	102	100	119	104	78	71
	入学者	38	40	46	59	60	21	41
合計	出願者	105	181	139	160	157	130	131
	受験者	89	169	124	148	142	111	116
	合格者	85	120	110	132	123	92	87
	入学者	39	48	54	65	66	24	47

〈大学入学共通テスト利用選抜（旧大学入試センター試験利用入試）〉

大学入学共通テスト利用選抜は、昨年度までは、現代文化学部こども文化学科で2回実施してきたが、今年度からは看護学部看護学科においても2回実施し、受験の機会を増やすこととした。現代文化学部こども文化学科では、大学入学共通テストの成績及び出願書類をもとに、また、看護学部看護学科においては、それらにプラスして面接を実施し、総合的に合否を判定している。

【選抜区分（大学入学共通テスト利用選抜）出願者・受験者・合格者・入学者（単位：名）】

学部名	区分	2021年度 入試	2020年度 入試	2019年度 入試	2018年度 入試	2017年度 入試	2016年度 入試	2015年度 入試
現代文 化学部	出願者	1	4	3	10	4	6	5
	受験者	1	4	3	10	4	6	5
	合格者	0	3	3	9	3	5	4
	入学者	0	1	0	1	0	3	2

看護学部	出願者	1	-	-	-	-	-	-
	受験者	1	-	-	-	-	-	-
	合格者	1	-	-	-	-	-	-
	入学者	1	-	-	-	-	-	-

〈特別奨学生選抜〉

特別奨学生選抜は、現代文化学部こども文化学科において、東京純心大学特別奨学生取扱要綱に基づき2回実施している。本選抜は「建学の精神」及び「教育理念」等を十分に理解し、本学での教育を強く望み、かつ人物及び学業成績が優秀であるが、経済的理由により進学を躊躇している受験生に対して入学後学納金の一部を免除し有為な人材を育成することを目的としている。試験内容としては、英語、作文、面接を課して多面的・総合的に合否を判定している。

【選抜区分（特別奨学生入試）出願者・受験者・合格者・入学者（単位：名）】

学部名	区分	2021年度 選抜	2020年度 入試	2019年度 入試	2018年度 入試	2017年度 入試	2016年度 入試	2015年度 入試
現代文 化学部	出願者	0	0	0	1	0	1	0
	受験者	0	0	0	1	0	1	0
	合格者	0	0	0	1	0	1	0
	入学者	0	0	0	1	0	0	0

〈特別選抜〉

特別選抜は、多様な背景を持つ受験生を受入れることを目的に実施している。現代文化学部こども文化学科においては、外国人留学生、社会人、海外帰国生徒の3区分があり、小論文と面接を課して総合的に合否を判定している。また、2020年度入試から看護学部看護学科においても、社会人、海外帰国生徒の2区分で、小論文と面接を課して総合的に合否を判定している。

【選抜区分（特別選抜）出願者・受験者・合格者・入学者（単位：名）】

学部名	区分	2021年度 選抜	2020年度 入試	2019年度 入試	2018年度 入試	2017年度 入試	2016年度 入試	2015年度 入試
現代文 化学部	出願者	2	0	1	0	0	1	0
	受験者	1	0	1	0	0	1	0
	合格者	1	0	0	0	0	1	0
	入学者	1	0	0	0	0	1	0
看護学部	出願者	1	2	-	-	-	-	-
	受験者	1	2	-	-	-	-	-
	合格者	1	2	-	-	-	-	-
	入学者	1	1	-	-	-	-	-

〈入学前プログラム〉

本学では、すべての入学予定者に対して、入学後の学習にスムーズに入れるよう「入学前学習プログラム」を両学部で用意している。

現代文化学部こども文化学科では、「ピアノレッスン（個人レッスン）」「絵本の紹介（推奨する絵本・こども文化関連書籍の紹介）」「言語の学習（本学オリジナルの教材を用いて、「ことば」の理解を深める）」を、看護学部看護学科では、「数学・生物・化学の問題集の提出」を実施した。

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の入学定員、入学者数及び入学定員充足率は、下表のとおりである。依然として、大学としての入学定員（120名）を満たしていないが、現代文化学部及び看護学部ともに令和元（2019）年度は、前年度の入学者数を上回り、両学部併せた入学者数を103名としている。看護学部が入学定員（60名）を超えての入学者を確保している背景としては、学部設置後の2年間（平成27（2015）・28（2016）年度）は入学定員を満たせずにいたためである。

なお、大学設置基準の規定では、学生定員に対する在籍学生数の割合（「定員充足率」）を1.0とすることが原則として求められている。また、入学定員充足率に関しては、日本私立学校振興・共済事業団より交付されている私立大学等経常費補助金の算定基準では、本学の規模であると1.3倍以上の入学者を受入れると不交付基準に抵触する。それらについて、本学は抵触しておらず、厳格に対処している。

一方で、現代文化学部の厳しい状況は続いており、看護学部の平成29（2017）年度の設置履行状況等調査においても「同一設置者が設置する既設学部等（現代文化学部こども文化学科）の定員充足率の平均が0.7倍未満となっていることから、より一層の学生確保に努めるとともに、入学定員の見直しについて検討すること」と改善意見が附されている。

大学全体が厳しい状況であることは全教職員が共通認識しており、出願者数を増やすために以下の様々な取組みをするなど広報委員会を中心に入試広報活動を進めている。

【入学定員・入学者数・充足率（単位：名）】

学部名	区分	2021年度 選抜	2020年度 入試	2019年度 入試	2018年度 入試	2017年度 入試	2016年度 入試	2015年度 入試
現代文化学部	入学定員	60	60	60	60	60	60	60
	入学者数	18	28	20	25	31	37	51
	充足率	30%	46%	33%	42%	51%	61%	85%
看護学部	入学定員	60	60	60	60	60	60	60
	入学者数	65	75	62	74	71	23	54
	充足率	108%	125%	103%	123%	118%	38%	90%
合計	入学定員	120	120	120	120	120	120	120
	入学者数	83	103	82	99	102	60	105
	充足率	69%	85%	68%	83%	85%	50%	87%

① 高校訪問及び高校生対象の学外ガイダンス参加

高校訪問については、「広く本学を周知」することを最大の目的とし、令和元(2019)年度以降、学生募集支援業務委託業者から専任職員による訪問に切り替え、主に在籍者の出身高校や出願があった高校を中心に訪問活動を実施している。今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急事態宣言解除後の、7月3日から高校訪問やガイダンス参加を開始した。令和元(2019)年度の訪問数を目標にするとともに、高校生対象の学外ガイダンスや、オンライン進学相談会にも参加していく。昨年度から活動地域は八王子市を中心とした多摩地域、他東京23区内、神奈川県、埼玉県、山梨県を重点地区と位置づけて実施する方針を明確にしており、今年度も継続する。なお、重点地区においては、専任職員・教員の訪問活動と並行して、学生募集支援業務委託業者の協力を得ながら新規開拓校訪問も予定している。下期に向けては、オンラインで志願者の個別相談に対応できる遠隔相談ツールを利用し、広報活動を実施している。

② オープンキャンパスの工夫

現役学生が来場者の案内や対応をする「学生サポーター」制度の段階的導入は、受験生にとって入学後の自分を想像しやすくさせることや、学生サポーターになった学生の大学に対する意識の変化を促すなど、教育的な効果も生んできていた。この間学生サポーターの意識も育ち、今年度は学生の主体性を生かした取り組みを行う予定であった。具体的には看護学部では「ミニレクチャー&看護体験」「在学生との交流」「キャンパスツアー」を、現代文化学部では、「在学生との交流」「キャンパスツアー」を実施し、「模擬講義での補助」や「模擬保育」を行い、学生生活の具体的なイメージにつながる活動を予定していた。今年度はコロナ感染のリスクを避けるため、学生サポーターの活動を行わずにいるが、学生サポーターの仕組みは今後につなげたい。

なお、来場者アンケートによる学生サポーターの印象や対応については、概ね良好な結果が出ている。今年度は、オープンキャンパスの実施の可否については、大学の決定に応じつつ、工夫をしながら実施している。大学HP上にオンラインオープンキャンパスを設置するとともに、新型コロナウイルス感染対策の準備を徹底したうえで、事前予約制の人数限定対面型オープンキャンパスを計画・実施し、困難な状況での来場者確保に努める。

【オープンキャンパス来場者延人数推移（単位：名）】

	2020年度	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度
現代文化学部	61	96	96	157	91	155
看護学部	138	234	203	216	149	132
計	199	330	316	373	240	287

③ 大学ホームページのリニューアル

オープンキャンパス来場者アンケートでは、大学ホームページでオープンキャンパスを知ることが最も多かったことから、受験生へのニュースの発信、更新は非常に重要であることを再認識した。平成30(2018)年6月に大学ホームページをスマートフォン対応や対象者別にカテゴリを分けて表示するなど、閲覧者への利便性を第一に考えリニューアルした。従前と比較すると、スマートフォン画面では受験生への情報が上部に表示され、最新のニュースやイベントが閲覧しやすくなっている。

④ 併設高校への募集活動

学園内の併設高校である東京純心女子高等学校が定期的に行う保護者会で、大学案内・学生募集要項を配付し、併せて学部の特徴や学園内入試制度の案内をしている。

また、東京純心女子中学・高等学校文化祭開催に併せて、大学入試相談会を実施し学園内進学を進め、併設高校からの受験者の掘り起こしと、併設高等学校との連携を深化させている。今年度は、東京純心高校のコロナ対策の関連のため大学入試相談会は実施できなかったが、今後も連携を重視する方向性に変わりはない。

【東京純心女子高等学校からの志願者数推移（単位：名）】

	2021年度 選抜	2020年度 入試	2019年度 入試	2018年度 入試	2017年度 入試	2016年度 入試	2015年度 入試
現代文化学部	1	1	2	1	0	0	0
看護学部	1	4	4	10	1	1	3
計	2	5	6	11	1	1	3

注：各年度の数字は、各入試区分の内数とする。

⑤ 高大連携教育協定事業を通じた募集活動

これまで本学は教育連携協定を都立高校数校と結んできたが、平成30(2018)年度に神奈川県教育委員会との高大接続連携協定を締結し、教員による出張講座を県立高校に対して実施してきた。新たに近県の私立高校との教育連携協定を結び、協定先高校の生徒を対象にした本学の講座を受講して、本学の教育の特色や魅力を直接受け留めてもらうことにより、教育連携校からの本学への進学希望者を将来的に確実にしていく。

以上の広報活動により継続的に入試広報へ注力し志願者数の増加を目指す。また、各学部学科の特色ある教育の質向上のため、FD・SD研修を充実させ、本学ならではの価値の確立に努める。それらの活動により、受験生及びその保護者に対して、アドミッション・ポリシーを周知し、本学の求める学生像を伝えることで、本学に入学したいとの意志を明確に持つ学生の受入れの拡大により、適切な学生受入数を維持していく。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

大学及び学部・学科の強みや特色を以下のとおり再確認し、学内での認識の共有を図るとともに、以下の特色を前面に押し出して重点的に広報していく。

【大学の強み・特色】

- ・カトリック的人間教育、感性教育、少人数教育、自然を活かした教育が可能である。

【現代文化学部こども文化学科の強み・特色】

- ・こども文化を学修し、教員や保育士の資格を有する人材の育成が可能である。
- ・資格取得率と就職率の高さ、絵本講座やピアノ、リトミックが充実している。
- ・看護学科とコラボレーションして応急処置など看護の知識・技術をもつ人を育てることが可能である。

【看護学部看護学科の強み・特色】

- ・地域医療（八王子）から高度医療（聖マリアンナ医科大学病院）までを学ぶことが可能である。
- ・地域に根づいた地域包括ケア（高齢者、精神、在宅）を学ぶことや、こども文化学科の資源を活用した教育が可能である。

その取組みとして、本学のアドミッション・ポリシーの周知及び理解度の向上を図るため、大学ホームページや大学案内、学生募集要項等に丁寧に記載し、オープンキャンパスの個別相談や学外相談会時では、受験者等に分かりやすい説明を行う。

看護師国家試験の合格率は2021年度93.6%、2020年度90.5%、2019年度91.3%であり、いずれも全国平均合格率(2021年度90.4%、2020年度89.2%、2019年度89.3%)を上回っており、高い合格率を受験生及びその保護者等へ広くアピールしていく。

2-2 学修支援

《2-2の視点》

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

「基準項目2-2を満たしている」

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

従来から学業面や生活面、更には将来への展望など、学生個人が抱える様々な問題を、授業担当教員、アドバイザー、学務課職員がともに考え、学生生活が有意義なものとなるべく助言、指導を行っている。

全専任教員がオフィスアワーを設定し、シラバス掲載はもとより掲示板や各研究室の扉に公表し広く周知することにより、学生の自主的な授業内容等の疑問に対応できる体制を整備している。令和2(2020)年度から「基礎学力支援センター」を開設し、専門科目の基礎となる基礎学力の強化を図っている。

①「アドバイザー制度」による学修支援

本学は、少人数制教育を生かした「アドバイザー制度」を運用している。専任教員が学年ごとに10～15名程度の学生を担当し、学生の学修状況に応じて個別面談を行い学修についての相談や学修計画等の指導を行っている。原則として学年が進んでも同じ教員が担当するようにしている。

アドバイザーは、各学年の学期始め（4月）及び後期授業開始前（9月）の年2回は必ず学生との個人面談を行っている。両学部ともにポートフォリオを用いて一人ひとりの学生の目標達成にむけ学修計画や課内・外の活動等、学修や学生全般について個々の学生と向き合い助言や指導を行っている。また、アドバイザーは、学務委員や学務課事務職員とともに、学生の授業出欠席状況や成績評価等、学生の学修状況を把握し、状況によっては適宜個別面談にて、授業継続への支援、学習の取り組み方などについて具体的な助言・指導を行っている。その内容は規定のフォーマットに記録し、必要時学部内で情報共有し、個別の学修支援に活用している。

両学部共に資格取得の専門性の高い教育が求められる。各学部には国家試験対策委員会、看護教育実践研究センター会議、こども文化学科実習指導委員会等、特徴ある委員会を設置し、資格取得のための支援体制を強化している。

②教員・職員の連携・協働による学修支援

両学部の専任教員と学務課事務職員で構成された学務委員会が、履修要項やシラバス作成ガイドライン作成、「学生便覧」の編集等に携わっている。年2回（前後期）の学修ガイダンスでは、学務課事務職員と学務委員の教員が履修要項に基づき、科目履修方法や履修登録方法、時間割、試験、成績評価等についての説明を行っている。また、学生の科目履修状況や出欠席状況、成績評価等について、学務委員とアドバイザーで情報共有し、個別の学生指導に役立てている。さらに、科目試験の受験に向けての履修上の留意事項、単位認定の方法、試験を受けるにあたっての学修の進め方や留意事項（特に不正行為等）等について説明を行い周知の徹底を図っている。

授業内容等の不明な点については、授業科目担当者に直接またはメールで質問する、あるいはアドバイザーへ相談する、学生相談窓口で事務職員へ申し出るなど、幅広い相談体制を整え対応している。また教員と事務職員との情報共有を積極的に行い学修支援のあり方についての検討に活かしている。

令和2（2020）年度から、新しい履修登録システムを厳重なセキュリティー管理のもと稼働させている。学生は履修登録、時間割確認、成績確認、大学からの文書による通知など、学外においてもオンラインにより確認することができ、以前より利便性が高まっている。

③基礎学力支援体制の強化

各学部では、専門科目を学ぶ上で必要な基礎学力の強化に取り組んでいる。「教養教育室」が主体となり令和元（2019）年度から「数学」「生物」「化学」「国語」「英語」等の科目において、入学後に高校レベルの基礎学力テストを実施している。その結果をもとに、基礎科目の「Science Basics」（両学部共通科目として開講）において、高校教師による知識の

再確認を行い、専任教員が専門科目への導入につなげており、必要な学生には適宜補講を行い、学修方法の助言や指導を行っている。さらに令和 2（2020）年度に開設した基礎学力支援センターにおいて、担当教員間の情報共有により、学力面で伸び悩んでいる学生をなるべく早期に発見し、具体的な学修支援につなげるなど、基礎学力の強化を図っている段階である。

④成績不振学生への支援強化

成績不振学生及び留年生に対しては、アドバイザーや学務課事務職員による面談、履修指導等、個別対応を継続して実施している。同時に、保護者との面談を実施し、情報共有を図り、学生の学修進度に合わせた指導に努めている。

授業への出席不良者については、学務課や科目責任者から報告を受けたアドバイザーが当該学生へメールや電話連絡等で状況確認を担っている。学務課では、健康サポートセンターが包含されているため、身体面や精神面での支援をしている。また、定期的に当該学生の状況を確認することで、早期に支援が必要な学生を発見し、学修への取り組み方や精神面等をサポートすることにより、即休学及び即退学に至らないよう支援している。

⑤遠隔授業の充実

令和 2（2020）年 4 月、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言をうけ、4 月 20 日以降対面授業から在宅での遠隔授業へ切り替え、6 月 28 日まで継続した。遠隔授業を受ける学生の ICT 環境の実態調査を行った結果、ICT 環境が十分でない学生もいることから、その対応方法を検討した。授業資料やワークブック、課題集など印刷物の自宅への郵送、Google Classroom や Meet 等を活用し、動画や授業資料、事前事後課題等を配信するなど、様々な方法を用いて対応し在宅学修の充実を図った。遠隔授業を行う教員側のスキルを高めるために PC 操作などの研修の実施や、ICT 環境推進プロジェクトチームを 4 月に発足させ遠隔授業スキルのサポート体制を整えた。また、教員間で遠隔授業の方法等の情報を共有し、支援し合うなど、遠隔授業の充実を図った。

6 月 29 日以降は対面授業に切り替え、遠隔授業で十分行えなかった個別の学修支援について対面の面談による指導を行い、前期科目の単位修得への支援を強化した。

2-2-②TA(Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

TA (Teaching Assistant) については、大学院が設置されていないことから制度化できていない。

SA (Student Assistant) を活用した自主学修の促進について、上級生が下級生を指導し学修支援する体制は整備できていない。看護学部では、看護学実習前のオリエンテーションや看護師国家試験対策等において、上級生から希望者を募り、下級生への説明や助言を行っている。また、看護学部では、助手を配置し、授業の出席状況の確認、進行補助、教室内巡回、環境調整等を担っている。

大学における教職員協働の体制として、学生への学修及び授業の支援については、学務委員会の委員を増員し、(委員長、看護学部 7 人、現代文化学部 3 人、事務局学務課長の合

計 11 人) と学務課 (専任職員 5 人、非常勤職員 1 人、派遣職員 2 人) が各学部学科の教員と情報を共有し、連携をとりながら学生一人ひとりに対して指導する協働体制を確立しており、履修登録、学修指導及び成績・単位修得状況等について指導をしている。小規模大学である本学は、教員はもとより学務担当職員も学生一人ひとりの個性や特長を活かすための指導を心がけている。

また、全学的に実施している「アドバイザー制度」、「オフィスアワー制度」等は、学修及び授業の支援では重要な役割を果たしている。特に近年は、個別もしくは少人数グループで勉強する学生が増えている傾向があることを踏まえると、両制度があることで学生への対応が適宜可能となり、学生自身の悩みや大学に対する要望・意見等を直接聞き出せる機会ともなっている。オフィスアワーについては、学内掲示板や各教員の研究室前に掲示する等、教員が対応できる時間を学生へ開示し、授業や課題、研究、学生生活等、幅広い相談を受け、適宜指導するなど、学修支援の充実を図っている。

学修支援が特に必要な学生への対応については、両学部ともに毎月の学科会での議題としてアドバイザーが必要に応じて情報を伝え、学部学科全体で共有し対応策を練っている。また、看護学部は各学年にアドバイザーリーダーを配置し、必要に応じてアドバイザー会議を開催し、情報の共有及び対応策を検討している。ただし、アドバイザー会議のみで対応策を決定することが困難な場合は、学科長及び学部長へ報告し、その判断を受けて対応している。

退学者・休学者・留年者の状況については、平成 29 (2017) 年度～令和元 (2019) 年度までの 3 年間では、特に看護学部では退学率、休学率ともに上昇傾向にある。それぞれの理由については、一身上の理由が最も多く、次いで進路変更、出産育児、家族の介護等であり、学費納入困難による除籍者は 3 名であった。最も退学者数が多かった平成 29 (2017) 年度入学生の退学理由を面談記録から抽出した結果、看護学部では進路変更が 8 人であり、医学部、理学部、保健師資格取得できる大学への転学を理由に挙げていた。入試区分や GPA との関連、講義演習の受講状況等について、今後検証が必要である。

学生への対応に関しては、両学部ともにアドバイザーが中心となり個別面談により悩み等の相談を受け、必要時、学科長、学部長、学務課職員による面談を行っている。経済的に学修継続が困難な場合は、種々の奨学金制度や学内規定の「学費納入遅延」の手続きを紹介し、学修継続への支援としている。学生の悩み等の相談内容は多岐にわたるが、両学部ともに資格取得をめざす教育課程であることから、職業への適性に悩み、進路変更する等の理由もある。学生個々に抱えている悩み等、アドバイザーの面談記録をもとに、学科会にて教員間で情報共有を行い、個別指導について検討している。また、各教員が日々の授業、演習、実習等での指導や、学生からの相談に応じられるようにしている。今後は、アドバイザー面談記録をもとに、退学、休学、留年等に至る経過について詳細に分析し、学生個々の背景に応じた学修支援に活用していく。

障がいのある学生への配慮においては、施設設備的な面では多目的トイレ、エレベーター設置による教室や演習室等への移動等を整備している。現段階では身体的な障がいのある学生の在籍はない。なお、今後の学生の状況により、障がいの種類、程度に応じた支援が行えるように規程等を整備し対応していく。

なお、大学事務局は、独自に「学生面談」を実施しており、学生目線の大学像を確認し、

業務改善へ繋げている。

表 過去3年間の退学・休学・留年（現代文化学部）

年度	在籍者 (5/1)	退学者 除籍者	退学率 %	休学者	休学率 %	留年者	留年率 %	備考
平成29年度	164	7	4.3	1	0.6	0	0	
平成30年度	135	1	0.7	1	0.7	1	0.6	
平成31年度	112	2	1.8	4	3.6	3	2.2	
令和2年度	103					2	1.8	

表 過去3年間の退学・休学・留年（看護学部）

年度	在籍者 (5/1)	退学者 除籍者	退学率 %	休学者	休学率 %	留年者	留年率 %	備考
平成29年度	142	2	1.4	2	1.4			
平成30年度	214	6	2.8	7	3.3			
平成31年度	225	8	3.6	7	3.3	3	1.4	
令和2年度	270					4	1.8	

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

教員によるアドバイザー制度及びオフィスアワーは、学生に学修意欲の向上や学生生活の充実を図る上で、十分な役割を果たしているため今後も継続する。また、大学事務局による「学生面談」については、学生からの要望や意見など大学の活性化に貴重かつ重要な情報であり、今後も継続する。

個々の学生に適切な学修支援の充実を図っていくためには、教職員協働体制を維持し、より円滑に意思決定や事業運営に反映させていくために、教員及び職員相互の連絡を円滑かつ迅速にする。また中途退学、休学、留年等についての詳細な原因分析を行い、学修支援の充実に向けて学生個々に応じた対応策を検討し講じていく。障がいのある学生の受け入れに関しては、学内規程を整備し対応を講じる。

令和2（2020）年度に開設した基礎学力センターの運用については、学生の学修成果の可視化による評価を行い、次年度に向けて課題明確化と対策を講じる。

2-3 キャリア支援

《2-3の視点》

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

「基準2-3を満たしている」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

学生の社会的・職業的自立に関する指導のために組織されている学生生活委員会及びキャリアセンターでは、各学部・学科の教員や外部機関と連携して各種ガイダンスや対策講座を開催し、学生の活動をサポートしている。

教育課程内の支援としては、1年次における必修科目として「現代文化セミナー」及び「看護学セミナー」を開講しており、基礎的な「学びの態度・方法」や「生活・マナー」など、高校生から大学生へのスムーズな移行を図るための多彩なプログラムを準備している。

現代文化学部は、1年次からキャリアプランを考えさせる機会を提供している他、2年次以降は、就職対策に目的を限定した選択科目「キャリアセミナー」を開講し、受講した多くの学生から好評を得ている。アンケートでは、早い段階（2年次）から就職を意識することが重要であるとの回答が多く見受けられ、就職に対する意識啓発という観点から効果を発揮していることが分かる。

また、就職対策を目的とした実践講座として面接対策講座、公立保育士基礎講座、公立保育士合格講座などの受講機会を設けるとともに、検定試験として学内で日本漢字能力検定試験（2級、準2級、3級）、秘書技能検定2級の検定試験を実施している。

なお、キャリアカウンセラーが3年次から学生全員と個別面談し、4年次においては、内定が出るまでフォローするなど進路全般にわたり手厚く個別対応している。教員の指導はもとより、学生生活委員会やキャリアセンターからの指導や助言の結果、令和2（2020）年就職希望者の就職内定率は96.0%であった。

看護学部は、二期生として卒業生を輩出した。就職先については、本学が蓄積している就職活動のノウハウを活かし、情報収集や支援策の充実化を図って就職指導し、就職内定率は89.5%であった。また、看護師免許取得のため、看護師国家試験に合格させる必要があり、大学を挙げての支援策として国家試験対策講座を設け、学内の教員及び学外の講師による指導をしている。その結果、令和2（2020）年の第109回看護師国家試験合格率は90.5%であった。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の就職内定率は極めて高く、学生本人の努力と教職員の支援により、一定の成果を得ていると考える。今後もこの数字を維持するために、現在実施している講義、講座やセミナーなどの効果を検証し、改善策を実施する。

2-4 学生サービス

《2-4 の視点》

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準 2-4 を満たしている」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-①学生生活の安定のための支援

本学の学生生活（福利厚生・学生相談）については、学生生活委員会が所掌し、事務局においては学務課（職員 7 人）を主担当として業務を行っている。学生生活委員会は月 1 回の開催を定例とし、必要に応じて臨時委員会を開催、また学生を同席させるなど臨機応変に学生のニーズに対応している。

〈オリエンテーションについて〉

新入学生に対しては、入学直後にオリエンテーション及び「学園を知り、師を知り、友を知る」をテーマにした 1 泊 2 日のオリエンテーションキャンプを予定していたが、本年は新型コロナウイルス感染防止の観点から最低限の内容に縮小せざるを得なかった。ただし、新入生に対する配慮として、通常オリエンテーションキャンプで実施している学生会によるオリエンテーションを学内で実施するなど、可能な限り安定した学生生活を送れるよう環境整備に努めている。

〈経済的支援について〉

本学独自の奨学金としては、江角記念奨学金と後援会奨学金があり、看護学部の学生に対しては、本学と連携している聖マリアンナ医科大学奨学金、永生会奨学金、医療財団法人徳成会八王子山王病院奨学金などがある。

なお、看護学部においては、特に優秀な学生に対して学納金の全額又は一部を免除する特待生制度を設けている。この制度は、1 年次においては一般入試（1 回目）の成績上位 3 名、2～3 年次については、それぞれ前年度の成績（GPA）に基づき各年次上位 5% 以内の学生を対象としている。

また、本学の設置場所の都合上、バス通学が主になるため、学生の経済的負担を緩和する目的でバス定期券購入の補助制度を導入している。

〈心身の健康について〉

学生及び教職員等の健康の保持・増進を目的に、健康支援に関する専門的業務を行うため、保健室の機能を有している健康サポートセンターを設置するなどの対策を講じている。

〈社会参加について〉

学生が、良識ある社会人として活躍できるよう学内での教育はもちろんのこと、課外活動を通じて調和の取れた人間関係を学ぶことが出来るよう学生会の活動を支援している。学生会では、通常活動としてクラブ紹介（4 月）、学生総会（5 月）、聖母（マリア）祭（10 月）、クリスマスの集い（12 月）の活動を行っているが、本年は新型コロナウイルス感染防止の観点から縮小を余儀なくされている。そのほかの課外活動についても活動場所の提供や活動補助を行っている。

〈安全・安心について〉

身の回りにある危険（出会い系サイト、盗聴・盗難、ドラッグ、カルト教団など）や緊急時の避難と安全については、学生便覧への記載やポスターを掲示するなどして注意喚起し、周知している。

ハラスメントについては、東京純心大学ハラスメント防止等に関するガイドラインに基づき、ハラスメント防止委員会が中心となり、予防・救済・対策に努めている。

また、学生便覧への記載やリーフレットの作成・配布により学生へ周知を図っている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、学生一人ひとりを大切にする教育をめざしているが、これは学生支援・サービスにおいても同様の事が言え、これらに課題が生じた際には、学生生活委員会を中心に検討し、必要に応じて学科長や学部長と連携していく。

また、「学生生活アンケート」「学生面談」は継続して実施し、少しでも学生生活が充実するように、学生サービスの改善に取り組み、学生の要望を取り入れながら大学の改善を行う。

2-5 学修環境の整備

《2-5 の視点》

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

〈校地・校舎について〉

本学は、八王子市滝山町2丁目600番地に位置し、54,611 m²の校地と本学に併設の東京純心女子中学校・高等学校があり、校舎案内図に示した校舎等を設置し、教育事業を行っている。本学の校地は、東京純心女子中学校・高等学校との共有面積を除いた8,943 m²であり、また大学校舎面積は、15,591.29 m²であり、大学設置基準で定める校舎面積を満たしている。なお、中学校・高等学校と共有する校地内には、運動場10,236.4 m²（第一グラウンド、第二グラウンド）、テニスコート4面、大学専用体育館（1,006.2 m²）を有している。それらについては、東京純心女子学園財務課が中心となり、大学及び中学校・高等学校が連携して適切に運営し維持管理している。

大学の清掃は、専門業者へ業務委託し教室などは毎日清掃し、かつ年1回は構内のワックス清掃をするなどして、快適かつ清潔な環境を整えている。

また、今年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、校舎及び教室入口に消毒液の設置、教室の机・椅子、ドアノブ、エレベータボタンなどの消毒、トイレにペーパータオルの設置、エレベーターに整列する際、間隔を開けること、乗っている間は私語を慎むことなどを掲示した。また、一部エレベーターの運転を1・6・7階停止のみにすることによりエレベーター内の密状態を少ない時間にするなどの感染予防の徹底に努めた。

〈教育・研究施設について〉

教育目的の達成のため、教員研究室は個室35室、合同4室の合計39室を確保している。また、講義室については、2学部共有で13室、現代文化学部1室があり、演習室として2学部共有で3室、現代文化学部6室、看護学部1室、実習室として現代文化学部1室、看

護学部 6 室を確保している。これら研究室・講義室等は、複数の校舎に点在はしているが、一部の校舎を除いて全てつながっているため、雨天での移動も苦にならず、学生及び教員の負担を軽減している。

ICT 環境については、各教室に PC、プロジェクター、スクリーンに加え、書画カメラを準備し、アクティブ・ラーニング等の教育手法を用いた授業が効果的に行えるようにしている。アクティブ・ラーニング型教室として、旧美術教室（3404 教室）を多目的教室に令和元（2019）年度・令和 2（2020）年度に全面改修した。可動式の机・椅子、ホワイトボード付き可動式衝立等を設置し、技術演習や小グループによる討議等に使用している。また、学生の学修をサポートするために計 106 台設置している PC は、インターネット（有線・無線 LAN）に接続されており、図書や文献検索、履修登録、レポート作成等、利便性の高い IT 環境を整えている。

新型コロナウイルス感染予防対策として、令和 2（2020）年 6 月 29 日からの対面授業時の教室使用については、3 人掛け机には 2 人掛けとし、1m 以上の間隔を開け座席指定とした。窓を開ける、授業前・中・後に適宜換気を行う、大学入り口、エレベーター前、教室入り口にはアルコール液を準備し、入退室時は必ず手指の消毒、清掃時に机、ドアノブ、手すり等の消毒を定期的に行う等の感染予防対策を徹底した。その他基本的な感染予防対策として、マスク着用、発熱や体調不良時の対応、食堂での注意事項、公共交通機関の使用時の注意事項等について周知徹底を図り、学生の学修環境の安全確保に努めている。

〈整備・補修・改修について〉

今年度は以下の箇所について、補修・改修し、大学施設・設備を整備した。（予定）

場所	内容
大学新館	屋上雨漏り補修（7 階エレベーターホール天井補修を含む）
6 号館	高置水槽ひび割れ部分の補修
看護棟	看護棟系統 揚水ポンプの更新
図書館	電動書架の更新
	3 階だれでもトイレ 便器排水不良の修繕（※ 排水不良原因の調査結果により、実行の可否を決定する。）
新館 4 階エレベーターホールの天井	内装材破損部分の補修
B 棟 2 階学生ロッカールームの壁	内装材破損部分の補修
C 棟 3 階廊下の天井	内装材破損部分の補修

各施設設備については、定期的な保守管理を行っている。故障や異変に速やかに対応できるように全ての教職員からの改修要望事項を収集する体制をとり、常に学生、教職員の安全確保に努めている。大学事務局、法人事務局において、優先度の高い事項を検討し、計画的に維持改善を行っている。

2-5-②実習施設、図書館等の有効活用

〈実習室について〉

本学は、現代文化学部では保育士、幼稚園教諭を、看護学部では看護師をめざす学生が多いため、実習科目の充実が不可欠であり、各学部学科においては次のとおり、実習に関する施設・設備を整備している。

現代文化学部こども文化学科

こども文化学科の実習及び演習関連設備としては、こども教育実践研究センターの他、保育士課程の栄養関連科目で使う「調理室」、リトミックの授業を行う「演習室」、児童英語の授業を行う「こども英語教室」、造形表現の授業を行う「工作室」、絵本演習を行う「大学図書館：<ぬくぬくリブロ><クリスマス絵本コーナー>」、「ピアノ練習室」が23室ある。これは防音設備を完備した個室に1台ずつアップライトピアノ、あるいはグランドピアノが設置されており、感性芸術教育を充実させるための十分な設備となっている。

看護学部看護学科

看護の専門的知識・技術を教授するために、また学生たちが授業外の課外活動においても看護技術の練習を十分実施できるように、実習室利用マニュアルを作成し実習室を効率よく、安全に利用できるようにしている。

看護学科の学生が主に利用する講義室4室を確保している。このほか看護技術の学修を効果的に行うために、基礎看護学実習室、急性期・慢性期看護学実習室、母子看護学実習室、地域・在宅看護学実習室など専門領域の特性に応じた実習室を備えている。また、形態機能学や感染予防学などの実験等の演習が行えるように演習室を整備している。

実習施設は、高度医療を提供し教育体制が整っている大学病院（聖マリアンナ医科大学関連病院）を中心に、八王子市内の大学病院、地域中核病院、専門病院、療養型病院、保健福祉施設、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、保健所、保育園等、看護専門領域及び学生の学修段階に応じた実習に対応できる施設の確保ができています。実習施設の機能や設備、指導者の確保等、看護学の実習施設としての要件も整っている。

〈図書館について〉

本学の図書館は、地上3階、地下1階で1,480.85㎡の面積を有し、各学部学科に関連する専門書と、キリスト教関係の図書を中心に現在約120,000点の資料を所蔵しており、その中には楽譜約6,600冊、視聴覚資料約7,800点、雑誌・紀要約1,000種がある。特に図書館の絵本コーナーは特色がある。こども文化学科開設以前からコレクションしている純心クリスマスコレクションの他、現代文化学部、看護学部を有する本学らしい柱として、令和元(2019)年から「へいわ・いのち・わ」をテーマとし、絵本のコレクションを充実させている。

ラーニングコモンズの整備に続き、検索用PCの様式を起立型にし、大型テーブルを設置したことにより、学生の主体的な学びを促すと同時に、アカデミックな対話や交流が実現している。それにより、学生の自主的な学びが定着するだけでなく、質の向上も見られる。

<新型コロナウイルス感染拡大防止対策>

- ①部分的施設開放に際しては、予約制で図書館利用を可能とした。
- ②対面授業が再開してからは、次の対策を行っている。
- ・自己学修スペースやカウンターに飛沫防止用のパーテーションを設置
 - ・自己学修スペースを指定席制にし、入退館記録とともに利用者の行動追跡が行えるようにした。
 - ・施設の消毒を1日に2回実施。図書は72時間放置の後書架に戻すこととした。

【図書館蔵書数】

資料の総点数		総点数の内の図書資料以外の点数				その他	
		定期刊行物の種類		楽譜 所蔵数	視聴覚資 料所蔵数	電子ジャーナ ルの所蔵数	データベー スの契約数
資料総数	開架資料の点数 (内数)	内国書	外国書				
121,870	121,870	927	79	6,610	7,846	0	7

2-5-③バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリー対策としては、すべての教室、関連施設間の動線を車いす対応とすべく、建物内外全ての接続部分にスロープを設けているほか、各棟にエレベーターを設置している。それに伴い、車いす対応の駐車場の整備や車いすにも対応している多目的トイレを江角記念講堂に1箇所、A棟5階に1箇所及び図書館に1箇所の計3箇所に設置している。

2-5-④授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数については適切な学修環境の保持と教育効果が担保できるよう学生数（クラスサイズ）に合わせて講義室等を配当するなど、十分に管理している。本学は入学定員120名の小規模大学であり、学生個々の学修の理解度を踏まえての適切な指導やグループワーク、発表等学生が主体的に活動する場面が多い授業展開が可能となっている。このように学生数（クラスサイズ）の適切な維持と管理に努めている。

令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染予防対策として、学生同士の間隔をあけた座席指定とし、学生数によって座席数に見合った教室を調整している。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

本学の校舎、設備、教室、実習室、図書館等の教育環境の整備と充実、適切な管理（特に安全性）については、計画的にメンテナンス等を行い、維持管理を徹底する。学生の利便性や安全性を高めることを第一に、今後も継続して予算措置を行う。特にIT環境を更に充実させる必要性が高まっているので、重点的に対応する。

2-6 学生の意見・要望への対応

《2-6の視点》

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

「基準 2-6 を満たしている」

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-①学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学は、学生からの学修支援に対する意見聴取を目的に、「授業評価アンケート」を前後期の各授業終了時に履修登録者全員へ実施している。また、看護学部においては、「授業評価アンケート（実習用）」も実施している。

「授業評価アンケート」については、受講者が4名以下の一部科目を除く授業に導入し、学務課で集計後FD・SD委員長及び所属の学部長と担当教員が確認している。担当教員には、アンケートを確認し、授業のあり方などを振返ったのち、リフレクション・シートの提出が義務付けられている。リフレクション・シートについては、学務課で内容を確認した上で、次年度以降の各科目の編成などの一考の資料としている。

2-6-②心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活委員会では、学生生活にかかる学生の意見・要望等を把握するために、毎年、学生生活アンケートを実施し、その結果を「学生生活アンケート報告」として取り纏めている。

アンケートの回答率としては、現代文化学部は68%、看護学部75%と多くの学生から回答を受けている。その回答は、授業・勉強の形態・内容から設備環境、課外活動に係る事など大学生活そのものに関する内容から、個人の悩みや友人関係に係る事など、任意の回答であるが時として私的な内容にまでおよぶ幅広い声を聞くことができるものとなっている。それらに対しては、学生生活委員会を中心に対策を検討し、教職員で連動して個人あるいは学年全体に対して的確に対応していくことが、効果的な学修支援に繋がるものと考えている。

なお、学生から様々な要望や提案等が出されるため、全てに対応することは難しいが、毎年、学生生活が向上するように可能な限りの対応をしている。要望に答えた例としては、「情報伝達手段としてのメール配信サービスの導入」や、後述のバス会社との意見交換会を活用した「路線バスのダイヤ改正」などがある。

また、学生の主たる通学手段である民間バス会社との意見交換会を毎年開催し、前述の「学生生活アンケート」などで挙げられた意見を取り纏めて要望として提出した他、大学事務局として「学生面談計画」と題して、学生とのグループ面談を実施し、教員には話づらい意見や要望を汲み取っている。こちら事務局として職員会議で意見を出し合い、

取り纏めて大学運営協議会へ報告をしている。

2-6-③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の意見、要望の把握は、前々項の「学生生活アンケート」と職員による「学生面談」が主になっている。令和元（2019）年度は学生生活委員会に学生の代表者を招き、学生の活動や大学への要望を直接聴取した。

学生からは、多くの意見・要望が挙げられるが、それらの内容を大別すると施設関係について多くなっている。それらに、対応すべく、体育館の改修工事やトイレにエアージェットタオルを設置するなど、その内容は大規模なものから小規模なものまで多岐に渡っている。また、看護学部の国家試験対策等により、学内における自習時間の増加に伴い、自己学習室の整備、図書館の施設開放時間を延長するなどの対応措置をしている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生の意見、要望についてアンケート並びに面談スタイルによる方法を踏襲するが、結果を早急に学生へ還元するため、実施後の取り纏め、検討に至るプロセスにおいて、マークシートを導入する。

【基準2の自己評価】

教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを定め、受験者はもとより、その保護者や大学が関係する社会一般への周知は十分と考えている。そのアドミッション・ポリシーを理解した学生の受入れを進めている。

学生への支援体制としては、学習・学生生活・就職活動などに対して、人的及び施設の整備している。本学は小規模な大学のため、教職員と学生との距離が他大学と比較すれば近い距離にある。それを生かしている「アドバイザー制度」や「キャリアセンターにカウンセラーの配置」など、学生の学習から学生生活など幅広い範囲に親身に対応している。

学習環境については、クラスサイズに十分に配慮し、講義室を割り当てるなどの対応をしており、また、講義室を含む大学キャンパスについては、毎年度予算を確保し、修繕や改修を着実に進めて安全性・利便性を高めている。

学生の意見や要望については、学生生活アンケートや学生面談などを踏まえて、予算や施設基準に準拠しながら可能な限り取り入れるように努めている。

以上のとおり、「基準2」におけるすべての「基準項目」について、自己点検・評価を行った結果、「基準2」を満たしている。

基準3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

《3-1の視点》

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-①教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、建学の精神に基づいた教育目的を踏まえディプロマ・ポリシーを策定している。さらに、大学のディプロマ・ポリシーを踏まえ、各学部・学科のディプロマ・ポリシーを定め、ホームページや大学案内及び学生便覧に公表し、適切に運用している。

ディプロマ・ポリシーと授業科目の到達目標達成との関連について、学生、教員ともに意識できるように、2018年度から各科目のシラバスに当該学部のディプロマ・ポリシーを明記し、さらに2020年度のシラバスの様式を変更し、ディプロマ・ポリシーと授業到達目標との関連を明記するようになった。

令和2（2020）年度は、大学及び両学部のディプロマ・ポリシーを見直し、以下の内容とした。見直すにあたっては、3つのポリシーの「策定及び運用に関するガイドライン」（中央教育審議会、2015年3月）を参照し、課程修了時に学生が身につけるべき資質・能力を明確化した。各学部において示した課程修了時の資質・能力を身につけ、所定の単位を修得した者について卒業を認定し、学位を授与すると定めている。

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）

【東京純心大学】令和2（2020）年9月17日改訂

1. キリスト教の精神に基づいて、柔軟な寛い心で対人関係を形成し、協働できる。
2. 揺るぎない真理探究の姿勢を涵養し、物事を深く洞察できる。
3. 多文化共生社会の担い手として、豊かな知性と感性を身につける。
4. 専門分野の知識・技術を身につけ、地域社会において主体的に貢献できる。

【現代文化学部 こども文化学科】

現代文化学部こども文化学科では、建学の精神と教育理念に基づき、「愛に根ざした真の知恵」をもって、多様な文化・社会の中で生きる子どもの命を守り育てる保育者を育成します。

保育および幼児教育の高度な知識と技能を身につけ、子どもの幸せと平和の実現のために多文化共生社会のなかで協働し、主体的に判断し表現できる資質を養います。

以上の教育目的に従って定めたこども文化学科の教育課程を履修して所定の単位を修め、下記の資質・能力を備えた者に卒業を認定し、学士(こども文化学)の学位を授与します。

1. 豊かな感性と教養の土台の上に、保育・教育の高度な知識と技能を身につけ、「こども・からだ・こころ・あそび」のキーワードを通して主体的に思考することができる。【知識・技

能】【思考力】【主体性】

2. 子どもの幸せと平和の実現のために、多様な背景や文化を持つ地域の人々と痛みや喜びを分かち合い、創造的なコミュニケーションを通して表現することができる。【表現力】【多様性】【協調性】
3. 保育者としての高度な専門性に裏付けられた「愛に根ざした真の知恵」を持って主体的に判断し、多文化共生社会を生きる子どもたちの命を守り育てることができる。【判断力】【主体性】

【看護学部 看護学科】

1. キリスト教の精神を基調とし、かけがえのない存在である人間を尊び、よりよい人間関係を築くことができる。
2. 倫理的かつ的確な臨床判断のもと、科学的根拠に基づいた看護を実践する能力を身につけている。
3. 多様な社会に生きる対象者が、自分らしく生活できるよう看護を実践する能力を身につけている。
4. 看護専門職としての役割・責務を理解し、多職種と連携・協働する能力を身につけている。
5. 看護学の発展のために継続的に学び、看護を創造する能力を身につけている。

3-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学では、授業科目の成績評価及び単位認定、卒業認定等の基準について学生便覧に公表し、適切に運用している。単位認定については、学則第 23 条から第 29 条に明確に定め、卒業認定と学位の授与に関する基準は、学則第 30 条及び第 31 条に明確に定め、ホームページ及び学生便覧に公表し、適切に運用している。年 2 回のガイダンスにおいては、全学生に単位認定基準等を説明し周知を図っている。また、シラバスに各授業科目の概要（ねらい）、到達目標を踏まえた成績評価の方法・基準を明記しており、各科目担当教員が授業開始時に説明している。

単位認定は、試験成績等により評価し、所定の単位が与えられる。試験の受験においては、原則として各授業科目の実授業時間数の 3 分の 2 以上出席していなければならない。試験の方法は、筆記、口述、レポート、実技、作品の制作等であり、授業科目によりその方法は異なる。

成績評価は、「秀・優・良・可・不可」の評語によって表している（一部「合」「否」）。評点は以下の表となっている。

評点	評語	評語の意味	合否
100～90	秀	大いに優れている	合格
89～80	優	優れている	
79～70	良	少し努力を要する	

評語	合否
合	合格
否	不合格

69～60	可	大いに努力を要する	不合格
59 以下	不可	基準を満たしていない	
無評価	失格	失格	

上記評価方法の他に GPA(Grade Point Average)を導入しており、履修科目全体の成績を数値化することで、学生は自己学修の成果や到達度を把握し、主体的な履修計画や学習意欲の向上につなげている。GPA は主として各学期初めに実施しているガイダンスでの履修指導やアドバイザーによる個別相談、学修指導等の機会に活用している。

また、現代文化学部では、保育実習の履修の選考基準、超過単位履修、退学勧告の指標とし、看護学部では、学生への履修支援、特待生制度の選考、退学勧告等に活用している。

各学期終了後に学生及び保護者へ配付する成績表には、累積 GPA が明記されており、単位修得状況とともに学修の水準を確認できるようになっている。なお、GPA の算出方法は以下のとおりである。

GPA(Grade Point Average) =

(【秀】の修得単位数×4) + (【優】の修得単位数×3) + (【良】の修得単位数×2) + (【可】の修得単位数×1)

履修登録した単位数 (不合格なった科目含む)

卒業・修了認定等は、修業年限を満たし、各学部で各学科で定められている「卒業要件」に掲げた科目を履修して、現代文化学部では合計 124 単位以上、看護学部では合計 126 単位以上を修得しなければならないと定め、ホームページ及び学生便覧に公表し、適切に運用している。

3-1-③単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

本学の単位認定、卒業・修了認定等の基準は、学則に明確に定めており、この基準により厳正に行われている。また、学生に対しては学生便覧の「履修要項」において基準を明示している。

①単位認定

単位認定は、学修すべき授業科目を精選することで十分な学修時間を確保し、授業内容をしっかりと身につけることを目的として、各年次において履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、厳正に適用している。

成績評価については、授業科目責任者である教員がシラバスに記載した評価方法・基準をもとに、成績評価基準に従い厳正に評価し、各学期末に履修システムに成績を入力している。各学部の成績会議において各学期の開講科目の成績及び単位認定の確認を行っている。現代文化学部では、保育士資格取得にかかわる指定科目においては、厚生労働省の通知により、単位認定にあたっての授業への出席要件が定められていることから、出席状況と成績評価の結果を照合し、単位認定について確認している。なお、単位が認定されなかった科目においては、翌年度以降に再履修となる。

学生への成績通知については、前期終了科目は後期ガイダンス時に、通年・後期終了科目については、新年度のガイダンス時に学生に配布している。通知後は、異議申し立ての期間を一定期間設けており、学生は必要時「成績評価確認願」を記載し学務課へ提出する。

学務課は科目責任者の教員に確認依頼を行い、その後科目責任者の教員より文書による回答を得て、学生に開示している。なお、異議申し立て後に単位認定にかかわる成績評価の修正が生じた場合は、学務委員会にて審議し、教授会にて承認を得ている。

学生交流協定や単位互換協定を締結している他大学や短期大学、高等専門学校で開講している授業科目を履修し修得した単位については、大学設置基準に基づく学則上の規定により本学での単位が認められる。学生からの申請を受け、学務委員会において学修内容の審査を経て、教授会にて審議し単位認定を行っている。なお、看護学部においては他大学での単位は卒業要件としては認めていない。

令和2（2020）年度から高大連携協定に基づく高校生履修の科目を開講している。履修後に単位修得し、本学に入学した場合は、両学部ともに単位を認定することとしている。

②卒業認定

卒業認定は、修業年限（休学期間を除いて4年以上在学すること）を満たし、各学科で定められている「卒業要件」に掲げた科目を履修して、現代文化学部では合計124単位以上、看護学部では合計126単位以上を修得しなければならないと定め、厳正に適用している。

卒業認定においては、各学部での審議後、学務委員会にて判定結果を精査し、教授会（卒業認定会議）での厳正な審議を経て、学長が卒業を認定し学位授与を決定している。なお、卒業延期の学生で前期末卒業においても同様の手続きで審議し、卒業を認定している。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

単位認定、卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用については、現状でも基準を満たしているが、修得単位数が少ない学生も4年次まで進級することとなり、今後はより効果的な学修支援を行う上でも、進級制度の導入を検討する。

単位認定においては、成績評価基準に定めている成績評価の点数区分及び単位認定に係る可否の判定区分に従って、科目責任者が成績評価を行っている。しかし、科目間及び教員間の成績の平準化の視点で見ると、科目間・教員間での差違がみられることがある。令和元（2019）年度より学部単位で、開講科目の成績分布の資料及び成績評価基準をもとに、「科目間・教員間の成績評価の平準化」を図っている。またIR推進室による成績評価の分析をもとに、厳正な成績評価を行う。

GPAは、履修支援や実習の履修等の判断指標、特待生制度の選考、退学の勧告等に役立てるための指標とする。また、学生が自己の成績について学修成果を把握し、学修行動の改善・向上を目指すことを目的に、GPAの分布状況を学生に開示する。

3-2 教育課程及び教授方法

《3-2の視点》

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている」

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、大学のカリキュラム・ポリシーを踏まえ、各学部・学科においてカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページや大学案内及び学生便覧に公表し、適切に運用している。令和2（2020）年度は、大学及び両学部の3つのポリシーを見直し、カリキュラム・ポリシーについては以下の内容とした。見直すにあたり、教育課程編成上の基本方針、教育課程における教育・学習方法に関する方針、学習成果評価の方針について検討した。なお、看護学部においては令和4（2022）年度看護師養成指定規則の改定に伴う看護カリキュラム改定を見据え、カリキュラム・ポリシーをもとに教育課程全体を体系的に見直している段階である。

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

【東京純心大学】

本学では、ディプロマ・ポリシーを達成するために、教育課程を「基礎科目」と「専門科目」で構成しています。

1. 「基礎科目」では、本学の建学の理念を基盤として、常に平和に関心を示し、幅広い教養と豊かな人間性、倫理観をもとに、責任ある行動力を有した人材を育成するための科目群を構成しています。

- ・学部を越えて幅広い分野を横断的に学び、人類の文化や歴史、社会と自然、芸術に関する知識を理解し、専門教育を学ぶために必要な基礎知識を身につけるための科目群を構成しています。

- ・多文化共生社会の担い手となるために、異文化社会に関する意識や知識、英語を体系的に修得し、国境や人種、思想・信条を超えて多様な人々と協働できる人材育成のための科目群を構成しています。

2. 「専門科目」では、専門的な知識・技術、論理的思考力、実践力を育むことで、専門職業人の育成に必要な科目を体系的に編成しています。

- ・演習や実習等の実践的・体験的学習を通して専門的知識・技術を身につける科目群を構成しています。

- ・既習の知識・技術、経験等を活用し、自ら課題を見出し、課題解決に粘り強く取り組むことで、物事の意義や本質を探究していく方法を身につけ、論理的思考力、批判的思考力を高めます。

3. 授業形態は、思考力や判断力を育むために、グループワーク、グループディスカッション、PBL（問題解決型学習）、プレゼンテーション、フィールドワーク等の能動的学習方法（アクティブラーニング）を積極的に取り入れ、双方向型の学びを重視した教育方法を実践します。

4. 学修成果の測定と評価は、シラバスの評価方法・基準をもとに、成績評価基準に従い厳正に行います。

本学での教育の質を保証し、さらに高めていくために、教育の内容、方法、成果に対する組織的な評価及び検証を行います。

【現代文化学部 こども文化学科】

現代文化学部こども文化学科では、ディプロマ・ポリシーを達成するために、教育課程を「基礎科目」と「専門科目」で構成しています。

1. 「基礎科目」

建学の精神と教育理念に基づき、常に平和に関心を示し、幅広い教養と豊かな人間性と倫理観をもって責任ある行動のとれる人材を育成するために、以下のような科目群で体系的に編成しています。

- ① 大学1・2年次の導入教育となる「現代文化セミナー」「純心チュートリアル」「アカデミック・ライティング」「Humanities Basics」を卒業必修科目として開講します。
- ② 人文・社会科学、芸術、外国語、情報、スポーツ・健康、留学・インターンシップなどの選択科目を通して多文化共生社会の担い手になる人材を育成します。

2. 「専門科目」

専門的な知識・技能、論理的思考力、実践力を育み、保育士資格・幼稚園教諭1種免許状取得に必要な科目を以下のような4つの柱（身につける力）にバランスよく配置し、入門期・発展期・実践期・探究期の学修段階を踏まえてカリキュラムマップに示す通り体系的に編成しています。

- ① こども文化・保育・教育全般への思考力・判断力
- ② 保育・幼児教育の専門的知識と技能
- ③ 「こども・こころ・からだ・あそび」をキーワードとしたこども文化の感性と表現
- ④ 保育・教育の実践と態度

3. 授業形態

- ① 感性教育の伝統を基に＜表現系科目＞に力を入れています。【思考力・判断力・表現力】——ピアノ・トーンチャイム・リトミック・造形・絵本・読み聞かせ・舞台表現
- ② 全人教育・リベラルアーツ教育の伝統を基に＜実践型科目＞でのアクティブラーニングに力を入れています。【主体性・多様性・協調性】【知識・技能】——野外文化活動、言語文化海外実習、リベラルアーツ実習

4. 学修成果の測定と評価

シラバスの評価方法・基準をもとに成績評価基準に従い厳正に行い、学修評価はGPAに集約し、各学生のポートフォリオを活用しながらアドバイザーが修得単位数とともに適切な指導や助言を行います。

【看護学部 看護学科】

1. 豊かな知性と感性を磨き、能動的な学修態度を獲得するために、順序性に留意して科目をバランスよく配置している。人間尊重の精神に基づいた倫理性、人間理解、コミュニケーション能力などを培う「教養」群、科学的思考、科学的根拠に基づいた看護を実践するための基本的知識・技術・態度を修得する「専門」群、さらに自己管理能力、自律性を高めるための「発展」群を配置した教育課程を編成している。
2. 対象者の健康課題解決にむけた看護を行うために、課題解決技法および健康段階・発達段階に応じた専門知識や技術を身につけさせる。1～3年次に、生活者の視点から身体的・精神的・社会的側面を理解するために必要な知識・技術・態度を身につけさせる。また、文化や制度と健康に関与する理論など、看護の基礎となる科目を配置している。4年次においては、既習の学びを統合して、継続的に学び、看護を創造することにつながる科目を配置している。
3. 看護を提供する多様な場の理解と、対象者とのコミュニケーション能力を養うために、1・2年次には、講義・演習の学びを活かした実習を段階的に配置している。3年次には、既習学修をもとに専門性の高い看護を学ぶために領域別実習を配置している。4年次には、学生個々の学修課題を明確にし、看護(学)の探求のために統合実習を配置している。また、多職種連携教育(IPE)を通してチーム医療を学ぶ科目を配置している。
4. 4年間を通じた学修形態として、能動的学習方法であるアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れている。的確な臨床判断に基づいた看護実践能力を高めるために、シミュレーション教育に代表される情報通信技術(ICT)などを積極的に活用している。また、自己省察力を高め、継続的に学修する能力を養うために、ラーニング・ポートフォリオを活用している。
5. 学修の成果は、課題レポート、演習への参加状況、筆記試験、実習前後の課題達成と実習中のディスカッション等を踏まえて、シラバスの学修目標に沿って適正に評価する。また、卒業研究の評価は、看護学における新たな課題の提起、計画的・継続的な探究姿勢、プレゼンテーションおよび最終成果物等を踏まえてシラバスの学修目標に沿って適正に評価する。

3-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学の卒業認定・学位授与方針であるディプロマ・ポリシーをもとに、カリキュラム・ポリシーが策定されている。さらに、各学部・学科ごとのディプロマ・ポリシーに示されている課程修了時の資質・能力を身につけるために、カリキュラム・ポリシーとして具体的な教育課程の編成、教育方法、学修成果の評価方法を定めている。基礎科目、専門科目等を科目間の関連性、順序性を考慮し適切に配置するなど、体系的な教育課程を編成しており、一貫性は担保されている。各科目においては、平成29(2017)年度からシラバスの「授業の概要」欄にディプロマ・ポリシーとの関連性を明示し、令和元(2019)年度からディプロマ・ポリシーと授業到達目標との関連を明示し、公開している。

今後も、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関係性について、カリキュラム・マップ等を用いてわかりやすく示し、新年度オリエンテーションや授業初回時のコ

ースガイダンス等での説明を継続していくことで、学生に対して一層の理解と普及に努める。

3-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

①カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程の編成と運用

各学部・学科において、教育課程編成方針であるカリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程を体系的に編成している。履修ガイダンス（前期・後期授業開始前）において、科目履修の際に指針となるよう教育課程の体系的編成及びカリキュラム・マップについて明示している。体系的な教育課程編成は、授業科目間の関係性や履修の順序性を明示しており、また、課程終了時（卒業時）の資質・能力の獲得に関係する科目が、1年次から4年次までの学修過程でどのように配置されているかを図式化している。学生は、体系的な教育課程を構成する各授業科目の位置づけが理解でき、意識して学修に取り組むことができている。

また、科目ナンバリングを継続実施し、学修の段階や順序等を具体的かつ明確に表し、各授業科目を適切に配置している。

②適切なシラバスの作成と運用

配置された授業科目は、「シラバス作成ガイドライン 2020 年度版」をもとにシラバスを作成し、授業の概要、到達目標、授業計画、成績評価等明示し、大学ホームページ内に検索システムを導入し適切に整備している。

シラバス作成にあたっては、ディプロマ・ポリシーに基づく授業科目の到達目標を設定し、目標達成するための授業内容・方法等の授業計画、予習や復習・課題等の授業外学修等を示し、授業を具体的にイメージできるようにしている。また、アクティブ・ラーニング型の授業方法や ICT の活用の有無、課題提出後のフィードバック方法、成績評価の方法や基準等について明確に示すなど、詳細なシラバスを作成することにより、シラバスの利用促進を図っている。

学生によるシラバス利用率は、平成 29（2017）年度は、利用率現代文化学部 59%、看護学部 81%に対し、平成 30（2018）年度は、現代文化学部 76%、看護学部 81%、令和元（2019）年度は、現代学部 94%、看護学部 91%で、全体で 92%と向上している。

令和元（2019）年度から、PDF データでの公開としたことから、作成時の様式が崩れることなく公開できており閲覧しやすくなっている。シラバス作成については、「シラバス作成ガイドライン（2020 年度版）」の発行を機に、学内教職員を対象に研修会を開催した。教育理念、教育目標、3つのポリシーに基づくシラバスに対する理解を深めるとともに作成に必要な能力を高めている。

シラバスの第三者評価体制については、平成 28（2016）年度から、学務委員がすべての科目について第三者評価を行っている。「シラバスチェックリスト」（2020 年度改定）に基づいて、各項目の記載内容の適切性について確認し、内容に不備があれば科目担当者に加筆・修正を依頼することとしている。今後も学生にわかりやすいシラバスを作成し、主体的な履修計画及び学修につなげていく。

③履修単位の適切な運用

本学は、前期・後期の 2 期制を採用している。1 年間の授業時間数を確保するため、定

期試験期間を含まない 15 週間の授業期間を設定している。両学部ともに資格取得に係る授業科目（演習、実習等）を配置している。単位認定に必要な学修時間は厳格に確保する必要があることから、定められた授業期間以外にも授業を実施している。また、授業が休講となった場合は、必ず補講を実施している。

授業の履修にあたっては、無計画な履修を避けるため、履修科目登録単位数に上限を設定（原則として、各年次 48 単位）し、系統的かつ総合的な学修を促している。上限単位数には、必修科目、選択必修科目、選択科目が含まれており、各学部の教育課程では、資格取得に向けた段階的な学修や、履修科目の順序性を考慮して授業科目の配当年次を適切に設定している。履修登録期間終了後は、学務課において学生の登録単位数を確認し、アドバイザーによる当該学生への面談を行い、履修計画の補正を指導することになっているが、これまでは実例はない。

なお、現代文化学部においては、資格にかかわる履修科目が増えたことから、例外規定を設けるとともに前学期の成績が優秀である学生に限り、48 単位の上限を超えて履修ができるようにしている。

3-2-④教養教育の実施

本学の教養教育科目は、各学部学科の目的、目標に沿った科目が配置され、教養科目が編成されている。本学の特色の一つとなる両学部混成科目の教養教育科目においては、学内組織教養教育室にて、平成 30 (2018) 年度に授業内容の充実・教育の質的向上を目指し、学部学科の意見、要望を反映させ、新規科目について検討した。その結果両学部の共通科目にディプロマ・ポリシーでもある「豊かな知性と感性を身につける」につながる科目として「Humanities Basics」「Science Basics」「人間とアート」「Reading & Writing」を置くことで基礎学力を向上させ、教養教育科目の充実を図ることができている。

3-2-⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施

①教授方法の工夫・改善に向けての組織体制の整備と運用

授業内容や授業方法の工夫・改善を図るために、FD・SD 委員会が中心となり、研修開催等を推進している。公開授業への参加や教育手法等の研修への参加を通して、個々の教員が授業に対する様々な工夫・改善に活かしている。また、教授方法の工夫・開発については、授業中の学生の反応、リフレクション・シートの内容、成績評価、授業評価アンケート等を活用している。特に年度ごとのシラバス作成時には全体的な見直しを行い、授業到達目標に達成できる授業内容・方法であるかについて吟味し、教授内容について学生の理解が深まるよう充実を図っている。

学生による授業評価アンケートは、FD 活動の一環であり、教授活動の継続的改善 (PDCA) が目的である。教育活動のすべてに反映できるものではないが、学生主体の教育を行うために、集約した学生の意見を積極的に現状改善に役立てることは重要である。FD・SD 委員会が、授業評価アンケート結果を全体的にフィードバックし、評価および教育改善のシステムを継続させること (PDCA) により、授業のみならずカリキュラムの改善にも活用でき、大学全体の教育の質の改善につなげている。

授業評価アンケートの実施については、開講された全科目において実施することを原則

としている。対象学生は当該年度に在籍し、履修登録した学生を対象としている。実施期間は、原則として各科目の最終講義の時間内（15分程度）としている。アンケート項目の策定にあたっては、実習と講義（演習を含む）に大別して作成している。FD・SD委員会で策定し、毎年見直している。実施方法は、令和元（2019）年度までは科目担当教員が授業最終日の終了15分前に授業評価アンケートの目的と記入方法、回収方法、無記名であること、統計処理を行うため匿名性は担保されていることを丁寧に説明している。アンケート用紙を配布し、配布後は学生の代表者を指名及び記名後に教室を退室し、学生が自由にアンケートに記入できる環境をつくっている。学生は記入後に回収封筒に入れ、学生の代表者が学務課へ届けていた。令和2（2020）年度からは、Web方式で実施している。

アンケート結果は、FD・SD委員会より各科目責任者に配布され、授業改善についての検討を依頼している。科目責任者が検討した内容はリフレクション・シートに記載し、学務課経由で委員会に提出することとしている。授業評価アンケート結果の公表については、各科目責任者から提出された分析結果をFD・SD委員会で吟味し、担当教員の承認を得て公表している。なお、担当教員の申し出により非公表とすることも可能である。

授業評価アンケートの実施状況（回答率）については、現代文化学部62.2%、看護学部55.9%であり、例年より低下した（令和2（2020）年度前期実施分）。

②アクティブ・ラーニング等を導入した授業内容・方法の工夫

授業形態は、思考力や判断力を育むために、グループワーク、グループディスカッション、PBL（問題解決型学習）、プレゼンテーション、フィールドワーク等、能動的学習方法（アクティブ・ラーニング）を積極的に取り入れ、双方向型の学びを重視した教育方法を用いている。両学部共に資格取得のための演習や実習等の科目を系統的に配置しており、実践的・体験的学習を通して専門的知識・技術を身につけるようにしている。また、実習においては、対象との関わりやチームカンファレンス、教員との振り返り等を通して、常に主体的に協働的に学ぶ姿勢を養っている。

アクティブ・ラーニングの実施状況は、現代文化学部では、平成31（2018）年度新カリキュラム49科目中42科目85.7%、旧カリキュラム117科目中107科目91.4%、令和元（2019）年度は167科目中106科目63.5%、令和2（2020）年度は174科目中151科目86.8%の授業でアクティブ・ラーニング形式の授業を実施している。

看護学部では、平成31（2018）年度は新カリキュラム43科目中27科目62.8%、旧カリキュラム65科目中56科目86.1%、令和元（2019）年度は108科目中81科目75%、令和2（2020）年度は123科目中119科目96.7%が、アクティブ・ラーニング形式の授業を実施しており、また、フィールド調査等を実施するなど、授業内容・方法を工夫している。看護師資格取得のためには施設外の看護学実習は必修科目のため126単位中26単位が実習形態をとっており、アクティブ・ラーニングによる授業形態の占める割合は多い。

現代文化学部こども文化学科

現代文化学部こども文化学科においては、カリキュラム・ポリシーに基づき、学士力をもっと高めるため伝統ある感性教育と実践型授業による表現力養成を融合させ基礎科目、専門基礎科目を区分し、専門科目群の中に、保育士・幼稚園教諭課程科目及び小学校教諭課程科目を体系的に編成しカリキュラム・マップにて内容を明確にしている。

学生は、卒業必修科目でもある「キリスト教学」と「現代文化セミナー」「純心チュート

リアル」を入学年次に受講することで、本学の「建学の精神」と「教育理念」の背景を学び、学部の基礎教育として導入的指導を受けている。2年次前期には「アカデミック・ライティング」を受講し、大学における専門教育の準備を行い、後期には「Humanities Basics」で人文科学の教養を身につける。なお、入学時に幼・保・小の課程登録した学生は、基礎及び専門科目内の規定の必修科目等を履修し単位修得することで、卒業時に保育士資格、幼稚園教諭一種免許、小学校教諭一種免許を取得することが可能である。

また、3・4年次では、「こども文化セミナーA」「こども文化セミナーB」が卒業必修科目として設置されているため、学生全員が専任教員のゼミに所属することになり、卒業必修単位に指定されている〈卒業論文・卒業研究・卒業制作〉に向けて、学生各人のトピックに応じたきめ細やかで専門的な指導を担当教員から受けることができる。

それらの教授方法の工夫・開発は、近隣園児・児童を招いて一緒に制作物の作成や当該学科生の演劇・オペレッタ等の発表の場でもある「純心こどもの国のクリスマス」を開催するなど実体験を重視した学修により毎年改善が加えられ、学生の主体的な学びを促進している。

看護学部看護学科

看護学科では、教育課程の編成方針で述べたとおり、「基礎」「看護の基礎」「看護の実践」「看護の発展」の四つの科目群で構成している。学科のディプロマ・ポリシーにある「感性豊かな人間性と倫理観」「自己を活用した対人支援力」を育むために「基礎」と「看護の基礎」の科目群を、「的確な看護判断のもとで確実に実践できる基礎的能力」「人々の健康生活に貢献できる基礎的能力」を育むために「看護の実践」の科目群を、「看護専門職として成長し続けるための基礎力」を育むために「看護の発展」の科目群を置いている。科目群の詳細は以下のとおりで、4年間をとおして人間性と専門性とを備えた看護師を育成できるように体系的に編成し、カリキュラム・マップを明示している。

・「基礎」

看護の対象である人間を誕生から死まで、どの成長・発達段階においても生活者として理解し、支えることができる人間としての素養を培うために必要となる認知的能力、コミュニケーション力、他者の体験を自分のこととして置き換えて考えられる想像力、ものを見て解釈し組み立てる構想力を育み、さらに、感性豊かな人間、品性を備えた人間となるべく教養を学べるように科目を編成した。

・「看護の基礎」

看護学の基礎を支える人間の心と身体・病態・治療に関連する科目、看護のしくみ・制度に関連する科目及び看護専門職者としての倫理や看護の本質を理解するための科目で構成され、看護の成り立ち、看護を実践するための基盤となる考え方や方法を学べるように科目を編成した。

・「看護の実践」

看護の実践に必要な基本的な援助技術、看護の場の特性と看護の対象となる人間の健康レベル（急性期、回復期、慢性期、終末期）と発達（小児—成人—高齢者というライフステージ）に応じた看護、看護の特殊性を踏まえたケア（母性看護学、精神保健看護学、地域・在宅看護学）の提供ができるように看護実践の基礎と基本を学べるように科目を編成

した。

・「看護の発展」

看護学をさらに探究・発展させていくために必要となる基礎力と卒業後も自律して自己成長を続けるための自己教育力を身につけるために、国際的な看護活動や災害における看護活動、看護のマネジメントや看護を探究するための研究法などを学べるように科目を編成した。

それらの教授方法の工夫・開発は、各科目群から得た知識から創造すること、実生活に応用すること、学生の主体的な学習行動を推進するように授業内容の構成を工夫し、理解しやすいように体験的内容を組み入れている。また、学生個々の学習レベルに合わせた指導ができるように、演習・実習科目では参加する教員数を多く配置して学生の特性に応じた指導を行うなどの授業展開している。

また、平成 29 (2017) 年度には『東京純心大学 臨床教員に関する規程』を制定した。本学の看護実践能力の向上ならびに指導体制の充実を図るべく、連携協定先であり、かつ主な臨床実習施設である聖マリアンナ医科大学病院の看護師 2 名に対して臨床教員の称号を付与している。平成 30 (2018) 年度から臨床教員は看護師 3 名体制、令和 2 (2020) 年には 4 名体制となっている。臨床教員である看護師は、本学教員と密に連携して実習調整ならびに学生の実習指導を担当し、一定の成果を得ている（その結果・評価については令和 2 (2020) 年度東京純心大学看護学部紀要で発表予定）。

本年度の大きな動きとしては、今年度、学長、副学長、学長補佐らが大学の三つのポリシーの見直しを行っており、それに連動させるため、看護学部も三つのポリシーの見直しをしている。

加えて、本年度、看護学部カリキュラム検討委員会において、令和 4 (2022) 年度の第 5 次「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」改正を受け、新カリキュラムの検討を続けており、令和 3 (2021) 年度には申請を行う予定である。必然的に、この 2 つが今年度のカリキュラム検討の大きな柱になっている。本年度のコロナ禍における逼迫した状況下での遠隔授業の実施により、成果と課題が浮き彫りになった。さらに、今後の With コロナ、Post コロナにおける、ICT 教育推進を包含した教育改善の機会ととらえ、より質の高い学びの共同体 (Learning Community) の構築を図る。

(3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

学生が必要な学習量、予習、復習を事前に認識し、主体的に学修計画を立てられるよう、シラバスのより一層の活用を推進させる方策を講じる。

授業概要、授業目標、授業内容・方法、評価方法等の一貫性について検証する。シラバスの第三者評価体制についても評価者の拡大、評価内容や時期等を見直す。また、当該科目の自主学修時間を問うアンケート結果では、全体的に時間数は少ない傾向であることから、予習・復習、課題等の授業外学修内容と時間設定の適切性についても検証する。

今後は、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業の教育的効果について検証を行う。授業評価アンケート結果を利用し、授業の理解度や積極的参加、主体的な学修態度等の変化などを参考に分析を行う。また、アクティブ・ラーニングの効果を発揮するための教員としてのスキルを高めるために、より具体的で効果的な手法など実践的な研修を開催する。

令和2(2020)年前期の授業評価アンケートの回答率が低かったのは、Web上での調査が原因と考えられ、また教員による授業評価アンケート実施についての説明が徹底できていなかったことが反省点である。後期の開講科目についてのアンケートの回答率の向上にむけて、授業時間内に回答時間を確保し、アンケート実施の主旨説明と協力の呼び掛けを徹底する。

平成29(2017)年度から、現代文化学部こども文化学科及び看護学部看護学科に新たにカリキュラム検討委員会が組織された。平成30(2018)年度に両学部ともカリキュラムの再確認・見直しを行い、令和元(2019)年度からは新たなカリキュラムで運用がされている。

現代文化学部は、保育士養成課程と幼稚園教諭課程が中心となり、より専門性を高めたカリキュラムへと変遷した。また、看護学部は平成30(2018)年度に完成年度を迎え、この4年間を一区切りとして令和元(2019)年度から新しいカリキュラムを運用している。

なお、保健師助産師看護師学校養成所指定規則が10年ぶりに改正され、令和4(2022)年4月1日に施行される。現在、改正をふまえて看護教育カリキュラムを全体的に見直し、改定作業を行っている段階である。主な改正ポイントは、教育内容充実に伴う総単位数の増加、ICT(情報通信技術)活用のための基礎的能力やコミュニケーション能力の強化、臨床判断能力に必要な基礎的能力の強化、地域・在宅看護論への名称変更とその内容の充実、専門職連携教育(IPE)の推進、領域横断的科目の充実など、柔軟なカリキュラム編成を行う。

3-3 学修成果の点検・評価

《3-3の視点》

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

「基準項目3-3を満たしている」

(2) 3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、3つのポリシーに基づき、学修成果の評価に関する方針であるアセスメント・ポリシーを平成31(2019)年2月に策定し、大学レベル、教育課程(学部・学科)レベル、科目レベルの3段階で、学修成果等を検証することを表明している。学修成果の点検・評価については、教育の成果を可視化し継続的に教育改善をおこなうことを目的に、大学、各学部・学科の3つのポリシーに即して定めた評価指標に基づいて、学修成果を測定・評価し、達成状況を判断している。IR推進室が中心となり調査、集計・分析を行い、その資料をもとに、学修成果の点検、評価方法の確立に活用している。

①学生の学修状況の把握による学習成果の点検・評価

学生の学修状況を把握し、学修成果の点検・評価に活用している。各学部の学年別、学期別(前期・後期)のGPAの分布と推移、入試形態別GPAの推移、基礎科目群・専門科

目群別の成績分布、履修科目修得状況、入学時学力調査等である。

また、両学部ともに免許・資格取得のためのカリキュラムが編成されており、実習形態の科目が配置されている。臨地実習を通して学生は、コミュニケーション能力や対人関係形成能力、課題解決能力、専門的な実践的能力を身につけていく。実習評価においては、学修の進度に応じた評価となっており、実習に臨む姿勢や態度、専門的知識や技能について、指導者・教員双方から評価を受ける。学生の専門的実践能力の習熟度を確認するうえでは、実習科目は重要な位置づけであり、実習の評価結果は学修成果の点検・評価に活用できる。

②授業評価アンケート結果の把握による学修成果の点検・評価

授業科目においては、ディプロマ・ポリシーとの関係を踏まえ、カリキュラムの位置づけをシラバスに明示している。学期ごとに実施する学生による授業評価アンケートにより、授業担当教員は、アンケート結果を踏まえたリフレクション・シートの提出が義務付けられており、学期ごとに学修成果の点検、評価、振り返りを行っている。

③学修行動調査による学修成果の点検・評価

学生の学修行動調査は、学生生活委員会が実施している学生生活アンケートに加え、令和元(2019)年度から学務委員会で検討した項目を追加して調査した。大学生生活の満足度、本学の設備・教育内容、学修支援の満足度、学修への姿勢、1週間あたり学修時間等である。

授業以外の学修時間については、平成29(2017)年度と平成30(2018)年度を比較すると、1時間以下、1～2時間と回答した学生の割合は75.1%から62.6%と低下し、2～3時間、3時間以上と回答した学生の割合が19%から25.4%へ上昇している。令和元(2019)年度は1週間あたりの学修時間を調査した結果、1～3時間未満が最も多く33.5%、次いで3～5時間未満23.8%、5時間以上は21.0%であった。学部間の差はあるが、シラバスに事前・事後課題を具体的な記載と学生への丁寧な説明について教員に周知したことが反映されていると考えられる。なお、事前・事後課題の内容・所要時間等の適切性・妥当性については今後の検討を要する。

その他、本学の設備、機器や備品等、学生の利用状況や満足感度、その他学生生活全般に関する調査は今後も継続的に実施し、学修成果の点検、評価に活用する。

④入学時の基礎学力・社会人基礎力の把握による学修効果の点検・評価

令和元(2019)年度は、1年次生には、前期中に入学時アンケート及び社会人基礎力調査、英語プレイスメントテスト、英語共通テスト、国語力・論理力テスト、2～4年次生には、後期ガイダンス時に社会人基礎力調査を実施した。1年次の集計結果については、後期ガイダンスでの成績配布の際、アドバイザー面談時に成績を確認しつつ、学修等課題解決を見出す資料として学生とアドバイザー等内容を共有し活用した。

また、今年度は基礎学力調査結果を昨年度と比較し、基礎科目(主に教養教育科目であるScience Basics)や基礎学力支援センターによる学修支援の効果について検討した。

社会人基礎力調査は、実践的なコンピテンシー能力として自己評価の推移をレーダーチ

ャートで示し、学生はアドバイザー面談を通して自己の学修目標と学修計画を立案するなど、ラーニングポートフォリオに反映させている。学生自身による自己の成長の点検や教員による学修支援の評価に活用している。

⑤卒業時アンケートの把握と学習成果の点検・評価

本学での教育を学生が振り返る機会として、卒業時アンケートを実施している。現代文化学部では、平成30(2018)年度は対象41人中31人からの回答が得られ、回収率は75.6%、令和元(2019)年度は対象者34名全員から回答が得られ、回収率は100%であった。大学での学びや体験を振り返り、自身の変化について質問したところ、「自主的に行動できるようになった、自分の行動に責任を持つということも自覚するようになった」「様々な意見を交わし合い尊重する力が身についた」「保育の知識だけでなく、一般的な常識が身についた」などの意見があった。

看護学部では、平成27年(2015)年度看護学科入学生(第1期生)46人を対象に平成30(2018)年度に卒業時アンケートを実施した。対象46人中回答を得られたのは11人で回収率は23.9%にとどまった。令和元(2019)年度は対象22名中20名から回答が得られ、回収率は90.9%であった。

質問項目は1) DPの自己評価、看護学部の教育改善の必要性、今後のキャリアアップ、進路・就職サポート、看護師国家試験支援体制、看護プログラムの満足度、4年間の自己の成長、2) 社会人基礎力、であった。教育プログラムに対する満足度は全員が4段階評価の3(ややそう思う)を選択していた。DPの5項目についての自己の達成度評価については概ね高い評価を得られた。

今後は回収率を上昇させるとともに、両学部で同一の調査内容で実施できるよう検討を重ねる予定である。

⑥教員免許・保育士資格取得状況・看護師国家資格による学修成果の評価

本学は両学部ともに専門職としての資格・免許取得のための教育課程を編成している。教員免許・保育士資格、看護師国家資格の取得状況を把握することは、ディプロマ・ポリシーにおける課程修了時の資質・能力の獲得や、学生の学修目標の到達状況を評価する指標となる。

表 教員免許・保育士資格取得状況

	2020年度卒業	2019年度卒業	2018年度卒業
卒業者数	24	34	41
保育士資格取得者	16	22	32
幼稚園教諭一種免許状取得者	20	13	27
小学校教諭一種免許状取得者	4	7	6

表 第 110 回看護師国家試験

	受験者数	合格者数	不合格者数	合格率
2020 年度卒業生(新卒者)	47	44	3	93.6%
既卒者	3	2	1	66.7%
合計	50	46	4	92.0%

表 第 109 回看護師国家試験

	受験者数	合格者数	不合格者数	合格率
2019 年度卒業生(新卒者)	21	19	2	90.5%
既卒者	3	2	1	66.7%
合計	24	21	3	87.5%

表 第 108 回看護師国家試験

	受験者数	合格者数	不合格者数	合格率
2018 年度卒業生(新卒者)	46	42	4	91.3%

⑦進路（進学・就職）状況の把握による学修成果の点検・評価

本学は、免許や資格取得のためにカリキュラムを編成し、系統的に専門性の高い学修が深まるように科目を配置している。課程修了時の資質・能力の獲得により、学生は自身で選択した進路を決定している。また、学生の社会的・職業的自立にむけての指導や相談機能については、学生生活委員会及びキャリアセンターが担っており、卒業後の進路決定のための学生の活動をサポートしている。卒業生の就職率は、現代文化学部は平成 30 (2018) 年度 89%、令和元 (2019) 年度 100%、看護学部は平成 30 (2018) 年度 98%、令和元 (2019) 年度 96%であり、両学部ともに高い就職率で経緯していることから、免許・資格取得状況の把握に加え進路状況を把握することは、学修成果の点検・評価に活用できる。

現在、入学前から在学中、卒業後までの各時期・段階の学修成果の評価指標を検討し、公開している。また、学修成果の達成状況の査定に関する体系的な方針にもとづき、学修成果の検証を継続的に行い、教育改善に向けた取り組みを強化している。今後は教学マネジメントに関する体制を見直し、学修成果の定期的な検証、多面的な評価指標の見直し、教育改善の可視化等について継続的な検討を進める。

3-3-②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学修成果の評価は、本学のアセスメント・ポリシーに基づいた評価指標を用いて分析し、その結果を教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けて、各科目担当の教員、各学部、委員会、会議等において検討している。前述した取り組みや調査結果等を具体的な教育活動に反映させ、授業改善や学修指導の改善につなげている。

学生の学修状況については、各学部会・学会、学務・入試関連の会議等で検討し、学生の教育目標の達成状況を確認している。科目間・教員間の成績の平準化については、成績分布を用いて検討した。実習評価については、実習施設における報告会において実習目標の達成状況と課題について検討し、実習目標、実習方法、評価の基準と方法等を見直している。

学生による授業評価アンケートについては継続実施し、各教員からはリフレクション・シートの提出を義務付けている。またそれらの結果に基づき、低評価の授業の担当教員に対しては、学部長が改善指導し改善計画の提出をさせるなど、学生教育及び教育内容を改善させるよう継続して努めている。

また、リフレクション・シートでは、学部により内容や改善策は異なっているが、全体的に学生の授業態度や生活態度への注意が必要との意見が多くなっている。本学は少人数教育を謳っており、アドバイザー制度等を有効活用して個々の学生に十分な指導を実施するなど対応している。

令和元（2019）年後期ガイダンスから、FD研修として「学生による授業評価アンケート結果報告」を実施し、学修指導及び教育内容の改善について教員と学生が討議している。

学修行動調査・学生生活調査については、関連の委員会にて集計、分析し、学修環境や学修支援、大学生生活全般における支援等について検討し、改善が必要な内容は対策を提案し、予算化して改善につなげている。調査結果はホームページへ公開し、また学内掲示板へ掲示し、学生へフィードバックしている。

入学時の基礎学力の把握については、基礎教育室、基礎学力支援センターが中心となり、入学後の基礎学力に課題がある学生に対し、個別に学修支援を行う体制を整えている。学修支援の効果については、基礎学力を継続的に測定し、比較することで検証している。

なお、専任教員の教育活動状況の評価については、東京純心大学教員活動状況評価に関する規程に基づき、各学部に学部評価委員会を設置し審議を行い、学部長評価へ繋げ、学部長から学長へ評価結果を報告している。本評価結果を、教員自らの諸活動の改善、活性化・高度化に役立たせ、教育、研究、社会活動及び大学運営の改善に役立てている。

（3）3-3の改善・向上方策（将来計画）

教育目的の達成現状の評価のため、今後も学生及び教員からの情報収集をもとに、授業評価アンケートを実施する。また、真に教育内容・方法の改善に繋がっているか明らかにするため、学生による授業評価アンケートやリフレクション・シートの見直しを行う。

また、就職先から学修状況の評価等について、アンケート調査を実施し、集計・分析・検証を行う。

学生の卒業時の学修達成状況の正確な情報を得るためのアンケート調査を実施する。

【基準3の自己評価】

教育課程は、本学の「教育理念」や目的に基づき、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを定めた上で、それぞれの学部生が主体性を持って体系的に学修できるようにカリキュラムが編成されている。

また、平成30（2018）年度は両学部ともにカリキュラムに関して不断の検証をした結果

として、令和元（2019）年度から新たなカリキュラムを編成した。同時に、教授方法の工夫・開発についても、各学部で統一性を高めるためにも、学外の研究会への参加や学内の研修会の充実を図る。

以上のとおり、「基準3」におけるすべての「基準項目」について、自己点検・評価を行った結果、「基準3」を満たしている。

基準4. 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

《4-1の視点》

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1の自己判定

「基準項目4-1を満たしている」

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-①大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長を補佐する体制として、運営組織規程により副学長、学長補佐を置くことができることとなっており、令和2(2020)年5月1日現在、副学長1人、学長補佐2人を置いている。副学長は、学長の職務（全般）を補佐し、学長補佐は教育改革に係る業務を補佐することになっている。副学長及び学長補佐は「学長の推薦により理事会の議を経て理事長が任命すること」となっており、組織上の位置づけも明確であり、使命・目的の達成に向けて理事会の意思決定にも機能している。

教授会は、学校教育法第93条に従い、学則第9条で(1)学生の入学・卒業にかかわる事項、(2)学位の授与に意見を述べることとなっている。

また、教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定する際に教授会の意見を聴くことが必要なものと、教育研究に関する別に定める事項について、学長の求めに応じて意見を述べることができるとされており、役割が明確になっている。学長が教授会に意見を聞くことが必要な重要事項については、あらかじめ教授会規程第2条に定め、学内に周知している。その開催については、原則として月に1回であるが、入試判定や学長の必要に応じて随時開催している。

また、学則第11条により学内委員会を学長のもとに設置している。学内委員会は大学の運営を円滑にし、業務執行に対する責任をもたせ、原則月1回開催している。各委員長は学長が指名し、それぞれの進捗状況を大学運営協議会にて報告させ、大学の意思決定と業務執行における学長のリーダーシップの発揮を支えている。

4-1-②権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

業務の執行にあたっては、理事会・理事長の責任において経営・管理面の業務と学長の責任で行われる大学の教学面の業務とを適切に分散し、相互に補完しながら進めている。これらをサポートするため、法人事務局には事務局長、総務課、財務課、企画調査役を、大学事務局には事務局長又は事務部長、事務局次長、企画調整課、学務課、図書・研究支援課、IR推進室を置き、業務を執行している。なお、一部兼務をしている場合もあるが、権限と責任が一致し、職務上の相互牽制が効くよう職員を配置している。

4-1-③職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

職員については、東京純心女子学園事務組織規程及び東京純心大学運営組織規程に基づき、企画調整課、学務課、図書・研究支援課、IR推進室へ各々適切に配置されている。また、それらの課・室の所掌業務及び役職者の役割についても上記規程に明確に示されている。

教学マネジメントの機能性としては、大学運営協議会を中心に組織運営し、同協議会の構成員に大学事務職員が多数含まれ、広く意見交換し重要事項を審議するなど十分である。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の意思決定組織は、大学運営協議会が各委員会からの報告を受け、協議の結果、学長が決定するというプロセスを重視し、それぞれの会議等の権限と責任も規程により明確化している。学長のリーダーシップのもとにガバナンスがより効果的に発揮できる体制を構築するため、PDCAサイクルを適切に循環できる体制を整備する。

また、大学事務局としても学内にある各種データを一元管理し、分析や今後の運営に活かす。

4-2 教員の配置・職能開発等

《4-2の視点》

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている」

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員の配置については、学位の種類及び専門分野に応じて必要な専任教員を確保し、大学設置基準に従うとともに、また、「建学の精神」と「教育理念」の実現、使命・目的に従って適切に配置されており、また教員の年齢構成は、特定の年齢に偏ることなく適正なバ

ランスが保たれている。教員の採用・昇任については、「専任教員採用選考に関する規程」「専任教員選考基準に関する規程」「非常勤教員採用選考規程」「教員昇任選考規程」「教員人事委員会規程」に基づき、審議している。

【全学の教員組織（単位：人）（2020年5月1日現在）】

学部	教授	准教授	講師	助教	助手	計
現代文化学部	7	3	3	1	0	14
看護学部	13	1	11	3	3	31
計	20	4	14	4	3	45

【専任教員の学部ごとの年齢別構成比（単位：人）】

学部	～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	計
現代文化学部	1	2	5	6	14
看護学部	3	4	11	13	31
計	4	6	16	19	45

4-2-②FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

従来FD研修については、教職員の意識改革を促し、本学の教育水準向上の一助とするため、FD・SD委員会が中心となり公開授業等を実施してきた。

令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス対策のため、対面での授業開始が6月29日からとなり、それまでの約3か月の期間は、遠隔での授業実施となった。本格的な遠隔授業の実施は初めてのことであったが、昨年度実施した研修会の内容が活かされたこと、今年度発足したICT環境推進プロジェクトからのサポートを受けたことなどから、概ね遠隔授業を円滑に実施することができた。

今後は、遠隔授業実施中の各教員の状況を把握し、課題の発見と解決の方策を見出すことに注力する。そのため今年度の研修会は、遠隔授業に関する内容を中心に実施する予定である。

また、外部で行われる大学コンソーシアム八王子FD・SDフォーラムにも積極的に参加している。今年度はオンラインで行われ、FD・SD委員会委員を中心に参加した。(8月18日(火)「高大接続改革2.0に向けて—高等学校と大学の相互理解で教育のアップデートを一」参加教職員4人)

令和2(2020)年3月29日～31日の3日間で、ティーチング・ポートフォリオの研修予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大のためやむなく中止した。次年度に向けてあらためて研修を企画中である。

大学全体 FD研修会

日時	主なテーマ
4月2日 15時～16時30分	遠隔授業に向けてGoogle Meet、Classroomの使い方

	ついて (505 教室) (学務委員会・FD 委員会)
--	-----------------------------

現代文化学部 FD 研修会

日時	主なテーマ
9 月 17 日 13:00～14:30	学生による授業評価アンケートの結果報告

看護学部 FD 研修会

日時	主なテーマ

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

教員の資質・能力向上への取組みとして、平成 28 (2016) 年度から実施している教員活動状況評価を継続し、その内容については時流に合うように見直す。

また、FD・SD 研修会をより活性化させ両学部混成の研修会を増やせるように検討し、実施内容が具体的に教員の資質の向上に寄与しているかの検証を行い、教員の資質向上に繋がる内容となっているか確認する。

4-3 職員の研修**《4-3 の視点》****4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み**

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている」

(2) 4-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

4-3-①SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

SD 研修については、月 1 回 (原則毎月第 4 木曜日) の職員会議を活用している。担当業務に関わらず大学職員として必要と思われる、法令等を中心とした基礎的事項についての理解と、小さな成功体験を積み重ねるため、各課で課題となっている身近な業務を改善することを目指す取り組みを昨年度から行っている。また、職務の専門性を高めるため外部機関で開催されるセミナーや研修会に出席し、その内容の報告をしてきた。

しかし今年度は新型コロナウイルス対策のため、外部機関で開催される研修会等は縮小されており、参加できる機会が限られている。そのため現在は、職員会議で大学運営協議会や学内委員会等で審議されていることを報告し、情報の共有を図ることに重きを置いている。

また、令和元 (2019) 年度末に 1 年次生及び 4 年次生対象を対象として実施した学生面談について取りまとめ、職員会議で検討する予定である。(新型コロナウイルスのため 4 年次生については殆ど実施できず)

大学事務局の研修会「職員会議」

日時	主なテーマ
10月29日 15:00～16:00	学生数のカウントについて

大学教職員全体の研修会

日時	主なテーマ
6月17日 16:00～16:30	新型コロナウイルス対策研修会

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

本学の実情に適した、職員の意識と資質の向上のためのSD研修の充実と事務職員一人ひとりが大学運営に参画しているという意識を持つことの重要性を再認識させる。職員の配置については、可能な限り（5年程度を目安に）見直すことにより適正なキャリアパスを構成し、より一層職務に励むことができる環境を整備する。

4-4 研究支援

《4-4の視点》

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている」

(2) 4-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-①研究環境の整備と適切な運営・管理

研究環境の整備としては、講師以上の教員に対しては、質の高い研究を進められるように個室の研究室を用意している。

また、研究を進める上で、資料や情報の検索は不可欠であるため、その充実を随時図っている。図書館のホームページからは、資料検索・情報検索が可能な学内外のリンク先が整備されており、教員及び学生が欲しい情報をすばやく探し出せるようにしている。

なお、特に最新の医学のジャーナル誌や論文などを必要とする看護学部教員及び学生については、連携協定先である聖マリアンナ医科大学図書館の利用を可能としている。

さらには、平成30（2018）年度に導入した統計解析ソフトウェア JMP については、令和2年度より看護学部はその管理を移し、利便性を向上させた。

<新型コロナウイルス感染拡大防止対策>

遠隔授業実施に際し、学生及び教職員が各々に配慮すべき著作権について整理し情報発信を行った。閉館期間中もメールによる文献複写依頼に対応するなど、研究遂行のサポートを継続した。また、リモート利用可能なデータベースの情報掌握と発信を行った。

4-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理は、研究者やそれを目指すものであれば備わっていなければならないが、組織としても対応が必要である。そのため本学では、文部科学省が示している「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に則り、「公的研究費不正使用防止計画」の他に「公的研究費の管理・監査に関する規程」、「公的研究費の使用に関する行動規範」及び「研究データの保存等に関する内規」を定め、厳正な運用を行っている。令和元年7月1日付で現況に即した諸規程の改正を行った。

令和2(2020)年度は佐野通夫客員教授を講師に招き、研究倫理研修会を開催する。令和元(2019)年度は開催予定時期が新型コロナウイルスの感染拡大と重なり、急遽予定を変更し自学による補完を促した。平成27(2015)年度から全教員対象(受講率95%)に日本学術振興会「研究倫理eラーニングコース」等の受講を促し、平成30(2018)年度からは研究者である教員のみならず、その研究を支える職員(受講率37%)にも受講を奨励し、研究に対する倫理観の醸成に努めている。

令和2(2020)年3月に研究倫理委員会迅速審査のガイドライン、フローチャート、「倫理審査に関する申請の必要性自己判断フローチャート」を定めた。

今年度の研究倫理委員会で本学の研究倫理委員会規程で不十分な点について審議していく方針である。

倫理審査申請書が提出された際、書類の体裁が整っているか事務確認を行う。その後、受理までの間に、研究の質を担保し、倫理審査の効果的・効率的な遂行を目的とし、研究倫理委員長と副委員長による申請書類の「事前確認」を入れることについて検討した。事前確認は、倫理申請を阻むものではなく、指導を目的とするものではない。今年度内は試行期間として取り組む。

【研究倫理審査の状況】

年度	2020年度	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度
申請件数	6	17	11	12	8
承認件数	5	9	5	6	6

4-4-③研究活動への資源の配分

個人研究費は、現代文化学部は一人16万円で、職位に関係なく一律基本経費として配分している。過去においては20万円を一律に支給していたが、研究費削減によって教育・研究・社会貢献の質が低下しないよう学部教員は努力している。看護学部は30～16万円を職位によって傾斜配分している。

経営上の理由から学内で準備できない研究費は、学外の競争的研究資金を獲得することで学内の研究を促進させるほかない。研究の活性化は学部教育の質を高め地域社会から信頼される専門性の担保に直結するので、図書館・学術運営委員会では科研費採択を目指す説明会を主催し、研究者情報の積極的な公開(researchmap)を促し、図書・研究支援課ではそれらの機関管理や教員に対する事務手続き上の支援をするなどして研究の活性化を進

めている。

令和2（2020）年度の科学研究費助成事業新規採択課題及び継続課題の状況は以下の通りである（2020年5月現在）。

【新規採択研究課題】

種目	学部	研究代表者	職位	課題番号	直接経費 間接経費	研究期間
基盤研究 B	看護	宮本久雄	教授	20H01191	4,800,000 円 1,440,000 円	令和2～4年度
	東方・ギリシア教父と女性—その歴史の実態と東西キリスト教世界における解釈史—					
基盤研究 C	現代文化	尾関はゆみ	講師	20K02805	600,000円 180,000円	令和2～5年度
	『原爆体験記』の教材化を通じた、世界平和に貢献する次世代育成に関する研究					

【継続中の研究課題】

種目	学部	研究代表者	職位	課題番号	直接経費 間接経費	研究期間
基盤研究 C	看護	高橋千佳子	教授	17K02948	900,000 円 270,000 円	平成29～令和2年度
	英語時制・相と副詞に関する教材開発—自立的学習のためのハイブリッドメソッドロジー—					
基盤研究 C	現代文化	神山直子	講師	18K02550	1,300,000 円 390,000 円	平成29～令和2年度
	ハンセン病回復者「平沢保治」等に学ぶ教育実践を通じた「特別の教科道徳」の教材開発					
基盤研究 C	看護	山本君子	教授	18K10519	800,000 円 240,000 円	平成30～令和2年度
	急性期病院入院中の認知症高齢者を対象としたボランティア活動のシステム構築					
基盤研究 C	看護	吉田稔	教授	18K10029	600,000 円 180,000 円	平成30～令和2年度
	成長期における水銀蒸気/メチル水銀複合曝露が神経行動機能に及ぼす影響と修飾因子					
基盤研究 C	現代文化	大竹聖美	教授	19K00535	600,000 円 180,000 円	令和元～4年度
	近代朝鮮少年運動と韓国児童文学成立期の研究					
基盤研究 C	看護	竹元仁美	教授	19K10995	400,000 円 120,000 円	令和元～3年度
	性暴力被害者の回復・成長を支える「司法ケアニーズ対応型助産師教育プログラム」開発					
基盤研究 C	看護	清水典子	非常勤 講師	19K11152	700,000 円 210,000 円	令和元～4年度
	身体拘束を解除した院内デイケア実施による看護師への教育効果の検証					

【2020年度採択率】

	応募数	採択数	採択率
現代文化学部	基盤研究 C	1	100%
看護学部	基盤研究 B	1	100%
	基盤研究 C	4	0%
	挑戦的研究（萌芽）	1	0%
合計		7	28.5%

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の学部から、図書や学術雑誌の充実を図る。

また、図書や学術雑誌は電子化が加速していくため、それらへの対応を進める。

[基準 4 の自己評価]

本学の教学マネジメントは、教育及び研究の推進を図るために教職共同による大学運営協議会を中心に組織運営されており、その議長である学長のリーダーシップを発揮できる環境が十分に整えられている。また、小規模大学である本学は、教員と職員との連携により機動力に優れていることを活かすことにより、さらなる大学運営の効率化を図りたい。

それらを支えるための教職員には、FD 及び SD を推し進めることにより資質・能力向上へ繋げるため、学内外の研修会に参加を促している。

以上のとおり、「基準 4」におけるすべての「基準項目」について、自己点検・評価を行った結果、「基準 4」を満たしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

《5-1 の視点》

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-①経営の規律と誠実性の維持

本学の設置者は学校法人東京純心女子学園（以下、「本学園」という。）であり、カトリック修道会「純心聖母会」が母体となっている。本学園は東京純心大学、東京純心女子中学校・高等学校の管理運営にあたり、「学校法人東京純心女子学園寄附行為」及び「同 施行細則」、それに基づき定められた諸規程に基づき、経営の規律と誠実性を維持し、倫理性、公共性の高い教育機関として運営している。

また、学園の経営の規律と誠実性の維持のため、「学校法人東京純心女子学園コンプライアンス規程」を整備し、同規程第 3 条に行動指針を定め、役員はもとより教員及び職員に対して遵守するよう指導している。

5-1-②使命・目的の実現への継続的努力

寄附行為第 3 条に「キリスト教の精神に基づき人格教育を施し、以って有為の人材を育成するため教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」とその目的を明確に表明している。

本学の使命・目的を実現するために、自己点検・評価を行うことを学則に明記し、教職

員が常に学則にしたがって行動するよう努力している。

1. 現代文化学部は、個性豊かな現代文化の創造と発展及び人類の福祉に貢献し得る人間の育成を目的とする。
2. 看護学部看護学科は、生命を持つものはかけがえのない存在であると認識し、他者を思いやる心をもつ看護専門職として社会に貢献でき、生涯を通して自己の可能性に挑戦し続けられる人材の育成を目的とする。

5-1-③環境保全、人権、安全への配慮

本学は、東京都立滝山自然公園・滝山城跡に隣接し、自然の樹木等に囲まれ、昆虫等も多く生息している。また、校地が傾斜地となっているためその環境の保全に困難な点も多いが定期的な維持管理業務を害虫駆除業者に委託し、環境の保全に努めている。

また、創立者のシスター江角ヤスは学園創立以来たくさんの植物を植えるよう指示し、「あなたたちは将来、大事な自分の子供の教育にあたるのだから、植物をとおして『育てる』』ということの意味を教えてください」との言葉を遺している。このため、現在でも50種類以上の桜をはじめとする四季折々の植物が存在し、学生をはじめとして来校者の心を癒している。それらの維持には、学園内の教職員をあげて環境の維持に努めている。

人権への配慮については、「学校法人東京純心女子学園コンプライアンス規程」を基軸に、大学においては「東京純心大学ハラスメントの防止・対策に関する規則」を定め、人権侵害や学内外でハラスメント行為の防止と救済に努めている。

安全管理については各種法令を遵守し、学園全体の安全・衛生を管理するために「学校法人東京純心女子学園消防計画」及び「学校法人東京純心女子学園衛生委員会規程（衛生委員会）」を定め、運営している。

防災計画では、防火・防災管理について必要事項を定め、火災を予防するとともに火災、地震、その他災害等による人命の安全及び被害の軽減を目的としている。そのために防火管理者及び防災管理者に有資格者の職員を指名し、管理消防計画作成届出書、自衛消防組織届出書を作成し、所管消防署に届け出ている。また、防災備品保管場所、発電機運転方法及び非常食の確認など非常時に備えて対応訓練を実施している。

また、近年の労働基準に関する法制度は目まぐるしく変化しており、特に今年度スタートした国の「働き方改革」を本学園としても着実に対応するために、学園全体の教職員の意見を聴きながら取り組みを進めている。大学教員においては裁量労働制を導入しているが、引き続き学園全体の労働管理の改善に向け、取り組みを進めている。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

本学園の、経営の規律と誠実性については関係各規程の整備を行い、担保していく。コンプライアンスの遵守とは学園内のみではなく学園外においても本学園の役員及び教職員であることの自覚を求める。

5-2 理事会の機能

《5-2の視点》

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

寄附行為では、理事会は「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」とあり、理事の職務の執行を監督することとなっている。

理事会は原則として年3回招集、同時に評議員会も開催し、法人全体の使命・目的の達成に向けて、運営方針及び事業計画等の重要事項に関して審議し決定している。なお、本学園は、学校法人東京純心女子学園寄附行為施行細則第5条に基づき常勤理事（理事長、学長、校長）による常任理事会を設置しており、原則として理事会開催月を除き月1回開催としている。この常任理事会は、法人全体の日常業務及び日常業務の執行に必要な規程の制定及び改廃について決定しており、また常任理事会で審議・決定された事項については、理事会に報告することになっている。

また、学長は理事会から東京純心大学の管理・運営に関する業務のうち、理事会の決定事項を除く教育・研究に関する業務を委任されており、理事会の業務を総理する理事長と学長の権限と責任を明確に区分している。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学園の理事会・評議委員会は、機能的に組織されており、また常任理事会を月1回開催しているため、迅速な対応が行われており、今後も維持する。このように使命・目的の達成に向けて意思決定できる体制は十分に整備されているため、今後も継続する。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

《5-3 の視点》

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-①法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人の経営・管理面に関しては、理事長が総理している。理事長は、理事会及び常任理事会の議長をし、学園、大学、中高の諸問題について審議し、方針を決定している。

また、教学面については、学長及び校長に委任しているが、両役職者は理事として参画しており、あくまで理事会の意思決定に従い教学面での責任を果たしている。

大学の管理・運営に関する業務は、各委員会等からの提案や報告に応じて、大学運営協議会の議を経て、教育・研究に関する事項であれば教授会に意見を聴くなどした上で、学長が大学としての意思を決定している。

なお、学長が議長を務める大学の意思決定機関である大学運営協議会の構成員には各学内委員長の他、学部長、学科長、事務局長も含まれているため、大学内の各部門からの自由闊達な意見交換をするなど、小規模大学の特性を活かして円滑な意思決定が行われている。

さらに、学部には学部会、学科には学科会、研究センターには運営委員会が設置されているため、常に大学全体の動きを伝達しながら、学部、学科及び研究センターの運営を進めている。

5-3-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

理事会構成員である学長が議長となり大学運営協議会を総括しており、理事会（常任含む）の審議内容等を報告している。また、同協議会の委員の大学事務局長は法人事務局長も兼ね、法人財務課長の陪席も認めており、常に大学の状況を法人側へ伝え、必要に応じて意見を求めるなど相互チェックをしている。

監事の選任については、寄附行為第7条により、「監事は、この法人の理事、職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」となっており、適切に選考されている。監事の職務は、寄附行為の第14条に規定され、(1)業務の監査、(2)財産の状況の監査(3)毎会計年度、監査報告書を作成し理事会及び評議員会に提出することなどが明記されている。

専任した2人の監事は、監査法人及び内部監査担当者と情報交換等しながら監査をし、理事会及び評議員会に出席し、特に5月の理事会では業務の適正性及び財産の状況について意見を述べている。

評議員会については、寄附行為の第17条から第23条に規定されているとおり、適切に運営されている。第19条に諮問事項が次のとおり列挙されており、あらかじめ評議員会の意見を聞かねばならないことになっており、これらの事項については、理事会に先立ち、評議員会を開催し意見を聞いた上で、理事会で決定している。

- (1) 予算・借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の重要な不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄付金に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

大学の適正な運営には、管理部門と教学部門の連携が不可欠であり、常任理事会や大学運営協議会のもとより、学内委員会の機能を活性化させる。各委員会の運営は適正ではあるが、より密度の濃い議論をした上で、それらの上部委員会へ提案し、大学が活性化されるように努める。一方、監事・監査法人・内部監査担当者の協力をより密にし、学園・各学校のリスク管理を図り、法令遵守・倫理的行動を全教職員に対して啓発する。

5-4 財務基盤と収支

《5-4の視点》

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている」

(2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

日本は、諸外国に比べても急速な少子高齢化が進んでおり、特に少子化の高等教育機関への影響は大きく、当然本学園も例外ではない。

大学は中長期計画「純心のみらい」を策定してはいたが、事業規模や内容において、現実の大学運営との乖離が生じていたことから、学長のリーダーシップにより、平成 29（2017）年度に一部修正を加えるなど実現可能な計画としている。

さらに学園としては、中学校・高等学校も含む学園全体の財務基盤の強化を狙いとした今年度を初年度とする 5 カ年の中期事業計画を策定した。この計画は令和 3（2021）年度に「教育活動資金収支差額＋施設整備等活動資金収支差額」の黒字化（営業キャッシュフローベースでの黒字化）、更には令和 5（2023）年度に教育活動収支差の黒字化を目指している。

5-4-②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

財務の源泉は、事業活動収入の 6 割以上を占めている学生生徒等納付金が主であるため、18 歳人口の減少等により厳しい状況にあるが、大学及び中学校・高等学校で入学定員を確保する目標を中期事業計画に定めて、安定した入学者数を確保するよう努めている。

基本金組入前当年度収支差額を最近 5 年間でみると、平成 26（2014）年度以降は収支差額が 6 年連続して支出超過になっている。主な要因としては、学生・生徒数の減少である。看護学部は昨年に引き続き今年度も定員充足率を超える実績となったが、現代文化学部の、定員充足率は昨年度に引き続きが 50%を下回る状況が続いている。東京純心女子中学校・高等学校においても、定員充足率の減少傾向に歯止めが掛からず依然として厳しい状態が続いている。

財務状況の改善に向けた取り組みの一つとして令和 4（2022）年度からの看護学科及びこども文化学科の入学定員数の変更が理事会で承認された。

【東京純心女子学園事業活動収支差額】

(単位：千円)

年度	2020 年度	2019 年度	2018 年度	2017 年度	2016 年度
事業活動収入	1,200,202	1,166,057	1,198,800	1,213,830	1,200,573
事業活動支出	1,566,326	1,555,765	1,487,124	1,561,478	1,565,435
収支差額	▲366,124	▲389,707	▲288,323	▲347,648	▲364,862

【東京純心大学・事業活動収支差額】

(単位：千円)

年度	2020年度	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度
事業活動収入	671,827	590,075	616,181	562,247	480,840
事業活動支出	837,663	766,118	773,138	788,356	787,769
収支差額	▲165,836	▲176,043	▲156,956	▲226,109	▲306,928

【東京純心大学現代文化・事業活動収支差額】

(単位：千円)

年度	2020年度	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度
事業活動収入	146,367	152,214	209,269	244,522	310,433
事業活動支出	231,812	239,814	306,969	370,082	432,112
収支差額	▲85,445	▲87,600	▲97,699	▲125,560	▲121,678

【東京純心大学看護・事業活動収支差額】

(単位：千円)

年度	2020年度	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度
事業活動収入	525,459	437,861	406,912	317,725	170,406
事業活動支出	605,850	526,304	466,169	418,274	355,657
収支差額	▲80,391	▲88,442	▲59,257	▲100,548	▲185,250

※千円未満は切り捨てて表示しています。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学園の財務基盤は、近年、収支がマイナスで推移しているため、その解消に向け人件費の見直しや昨年度予算から予算編成方針に関係各部署へのシーリングを設けるなどして、全教職員へ経費節減を促す。

学生生徒数の増加が収支改善には必須であり、学生募集のために広報専門職員の確保・拡充、学校訪問件数の増強やホームページの充実などによる広報機能の拡充や魅力有るオープンキャンパスの実施、試験制度の見直し、高大接続の実施など諸施策を展開し入学生の増加を図る。

また、看護学科及びこども文化学科の収容定員の変更届を行う。

学園の財務基盤の安定のため、理事長・学長・校長等を中心に中期事業計画の進行管理を図りながら財務体質の健全化を推進する。

5-5 会計

《5-5 の視点》

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-①会計処理の適正な実施

本学園では、「学校法人会計基準」に基づき、「学校法人東京純心女子学園経理規程」、「学校法人東京純心女子学園物品購入規程」及び「東京純心女子学園固定資産及び物品管理規程」等の諸規程を整備し、法人事務局財務課において適切に会計処理を行っている。会計処理上の疑義や判断が困難なものについては、その都度私立学校共済・振興事業団の担当窓口や公認会計士に相談の上対応している。また、租税についても所轄の税務署の指導を受けながら、適切な会計処理に努めている。

5-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく監査法人による会計監査及び私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監事による監査を行っている。

監査法人による会計監査は、あらかじめ定められた監査計画に基づき実施しており、元帳及び帳票並びに計算書類等の照合、棚卸立会、担当者との業務手続の確認等が行われる。また、理事長及び監事との面談による意見交換も行い、不正や過失の防止と発見やより高度な監査を可能とする十分な監査時間の確保に努めている。

監事による監査は、「学校法人東京純心女子学園監事監査規程」に基づき、教育研究機能の向上や財政の基盤確立等に寄与するため、学園の業務の執行状況及び財政状況の適正化について監査を行っている。また、監事は理事会及び評議員会に出席し、法人業務の運営等について監査報告書を提出している。さらに、監査法人と緊密な連携を保ち、定期的な意見交換を行った上で会計年度ごとに監査報告書を作成し、監査の結果及びその内容について理事会に報告している。

内部監査体制としては、「学校法人東京純心女子学園内部監査規程」を定め、職員を監査担当者として指名している。内部監査担当者は職員として学園の諸活動に精通した視点から、学園全体の効率的運営及び財務資料等を監査し、不正・過失・冗費等の防止・発見を目的に定期的な監査を実施し、会計処理の適正化に努めている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、今後も学校法人会計基準、本学園の経理関係規程等に沿って、適切に会計処理を進めていく。会計監査人が不正等を発見し適切な対応を求められた場合や、不備・改善事項を指摘した場合の学校側の対応体制の確立を図る。

また、会計処理上の疑問や判断が難しいものについては、日本私立学校振興・共済事業団や公認会計士にその都度質問や相談し、今後も適正な経理事務の継続及び改善を行う。さらには、会計事務担当者を各種業務研修会に積極的に参加させ、会計業務運営の円滑化を図る。

【基準 5 の自己評価】

学長は、理事長から教育・研究面に関する業務を委託されている。一方で大学を運営す

る上で、財務状況については非常に重要であるため、学長は常に経営面の責任者である理事長と連携している。

本学園の財務状況は、収支のバランスが不均衡となっている。学校法人制度の基本理念である自主性と公共性、安定性と継続性を守る上で、財務の役割は重要であるため、人件費を引き続き抑制を図るとともに今年度を初年度とする中期事業計画の達成に向けた取組を着実にやっている。

以上のとおり、「基準5」におけるすべての「基準項目」について、自己点検・評価を行った結果、「基準5」を満たしている。

基準6. 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

《6-1の視点》

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1の自己判定

「基準項目6-1を満たしている」

(2) 6-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

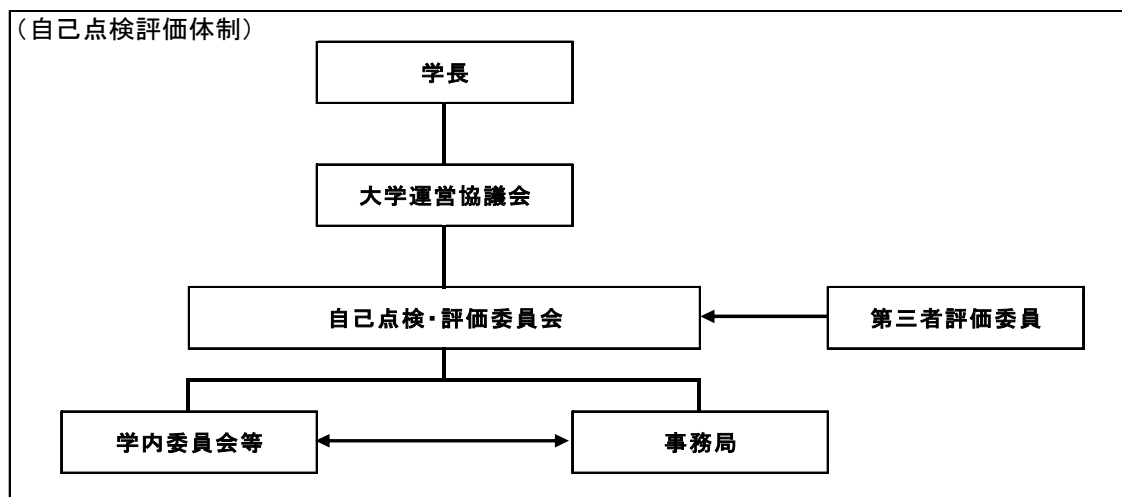
本学は、学則第8条に基づき設置している大学運営協議会において、教育理念の具現化、教育研究の将来構想、大学運営に関する重要事項等を審議するため、その構成員を学内委員会の長とし、運営状況等を報告することになっているなど十分な組織体制が整備されている。また、学則第3条に自己点検・評価を、学則第11条に学内委員会を規定し、それに基づき、自己点検・評価委員会を設置している。

自己点検・評価委員会は、「本学の教育研究水準の向上を図り、教育目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動にかかわる自己点検・評価の実施体制を整え、その結果を大学の健全な発展に資することを目的とする」と同委員会規程第2条に規定している。その責任体制は明確になっており、学長が主宰し、大学運営協議会構成員の内から委員長を指名することとなっている。

また、同委員会は、学内各委員会等から自己点検・評価報告書案の提出を受け、その集約・編成作業を担い、全学的視点による体系的な点検・評価を加えて教育研究活動の状況を上部協議組織である大学運営協議会へ報告している。

平成30(2018)年度からは、自己点検・評価報告書の質向上・保証及び客観性の確保を目的に、各学部の専門分野の専門性を有する外部委員で構成される第三者評価を毎年度受けている。このように自己点検・評価に対して公平公正な立場からの意見等を考慮して対応策を講じるなど、学内外から質保証を担保できるように体制を整備し、機能性を有している。

なお、下図のとおり自己点検評価は、自己点検・評価委員会を中心に大学運営協議会及び教授会においても審議され、さらには第三者評価委員による外部評価も取入れているなど、内部質保証のための組織の整備、責任体制が確立されている。



(3) 6-1 の改善・向上方策 (将来計画)

平成 28(2016)年度における日本高等教育評価機構大学機関別認証評価の受審後も、私学を取り巻く環境の変化に柔軟な対応すべく、また、大学の内部質保証を高めるため自己点検・評価を毎年実施し、第三者評価も取入れるなど着実に大学改革を進めている。それを踏まえ、令和 5 (2023) 年度に同機構第Ⅲ期大学機関別認証評価を受審する。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

《6-2 の視点》

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている」

(2) 6-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

6-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は、平成 28 (2016) 年度に日本高等教育評価機構による認証評価を受審し、同機構が定める大学評価基準に適合していると認定を受けている。

また、適合認定を契機に、さらに不断の検証をするために日本高等教育評価機構評価基準に準拠した自己点検・評価を自主的に毎年度実施し PDCA サイクルを回している。それら自己点検評価・報告書は、大学運営協議会・教授会・理事会の審議を経て学内外へ広く周知を図るなど、大学運営の透明性を高めるように情報を共有している。

6-2-②IR(Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学は、学校法人東京純心女子学園事務組織規程第 2 条に事務組織を定めており、それに基づき大学事務局に IR 推進室を設置している。

IR 推進室は、同規程第 7 条事務分掌に (1) 大学運営に関する総合的な企画・立案等に必要データの収集・整理・分析に関すること (2) 自己点検・評価及び大学認証評価等の報告書作成業務の支援に関すること (3) その他 IR 関連事務に関すること、と規定されて

いる。

また、令和2(2020)年度、IR推進室は、学長補佐と専従の専任職員及び専任職員(兼務)2名により、大学の経営改善や学生支援、教育の質向上を目的として、各種データを収集・分析し、改善施策を立案、施策の実行・検証といった活動を行うこととしている。具体的には、IRに必要な指標を11項目、エンrollment・マネジメント(EM)に必要な指標を5項目設定し、それぞれの項目にデータについて解析を行うこととした。それぞれの指標とその視点を表6-2-1のとおりである。

表6-2-1 IRとEMの指標

教育の質保証に関する指標		
	項目	視点
指標1	GPA	入学年度別累積度数分布、卒業時累積GPAの分布、入試形態別累積GPAの推移
指標2	入学時学力調査	科目別平均点、科目別度数分布、入試形態別成績の比較
指標3	アクティブ・ラーニング実施率	アクティブ・ラーニング実施率の推移
指標4	FD活動	学生による授業評価における質問項目別の平均値と標準偏差
指標5	卒業率	年度別学部別4年次在籍者に対する卒業生数の割合、入学年度別4年間で卒業できたものの割合
指標6	国家試験修得者数(率)	国家資格別取得者数及び割合
指標7	教員・学生比率	専任教員一人に対する在籍する学生の人数(学生数/教員数)の推移
指標8	図書館利用状況	図書貸出数(月別、年別)、図書館利用者数(月別、年別)
指標9	学生満足度調査	教育・学習環境に関する満足度
指標10	卒業時アンケート	学習の到達度、教育・学習環境に関する満足度
指標11	卒業生の就職先アンケート	就職先による卒業生評価
エンrollment・マネジメントに関する指標		
指標1	入試関係	受験者数・合格者数・入学者数の推移、入学定員の充足率、入試形態別入学者数の推移、出身高校所在地別入学者数
指標2	退学者・留年者	入学年度別の退学者数・留年者数の推移
指標3	奨学金	各奨学金授与人数
指標4	就職状況	就職率の推移
指標5	学生生活調査	学生生活・学生支援に対する満足度

加えて、過去5年までのデータをまとめた本学の基礎情報（FACT BOOK）を作成することとした。

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のためには、学生の質（学力到達度）の重視、大学教育の質の向上を目的とするPDCAサイクルに支えられた自己点検・評価システムの構築を行う。

本学は、自主的に毎年度自己点検・評価を実施しており、IRを最大限に活用したPDCAサイクルを重視し、大学運営に反映させる。

IR機能を十分に発揮するために令和2（2020）年度からIR推進室へ専門職員を配置しており、IR関係の研修会などへ定期的に参加させ知識を深めていく。また、学内外の諸活動へ情報を提供するために、学内情報を集中させ、統一された資料の作成を進めるとともに、教職員全体の情報の共有を図るためIR委員会を設置し、IR機能の強化を図る。

6-3 内部質保証の機能性

《6-3の視点》

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3の自己判定

「基準項目6-3を満たしている」

(2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

本学は、大学の三つのポリシーを基礎にし、さらに、現代文化学部こども文化学科並び看護学部看護学科には、それぞれの三つのポリシーを設けている。

教育の質改善・向上は、各学期終了時に「授業アンケート」を実施し学生からの評価を受けて、学長・副学長・学部長へ報告している。学部長は、それを受け学部内や領域別に確認させることにより、まずは各教員の自主性により改善を促し、必要に応じて教員に対して直接指導し改善を促している。

特に、現代文化学部では、各期授業評価アンケートの結果をもとに学生と教員が意見交換する場を設けており、各授業科目について学修者から直接意見を聴く機会がある。そこで得られた意見等は学部の教員が共有している。

また、大学全体としては、自己点検・評価報告書の作成や設置計画履行状況等調査の結果についても確認し、本学の現状・状態も見極め、かつ私学を取り巻く環境の変化に敏感かつ柔軟に対応している。

その他、大学全体では卒業時のアンケート、卒業生や卒業生の就職先へのアンケートを実施し、学修者の視点から各学部等の教育成果の検討を行うとともに、卒業生の人材ニーズを有する方からの意見を得ている。アンケート調査で得た集計結果の考察から、各学部・各学科において教育プログラムの見直し・改善を行っている。

さらに、両学部・学科、各委員会及び事務局は、毎年度事業計画に基づき活動する中で、

計画の軌道修正や新たな目標設定などにより種々対応することになる。それには個々ではなく、必要に応じて複数の委員会や学部間での調整により機動性高く柔軟に全学的に対応するなど大学組織及び大学運営の活性化に努めている。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価や事業計画に対する報告書等により、問題を抽出し改善する。大学の諸活動は、中長期的な視点が重要なため中長期計画を再確認し、令和 5（2023）年度に受審予定である第Ⅲ期大学機関別認証評価までに諸改革を着実に推進する。

【基準 6 の自己評価】

本学における自己点検・評価活動の適切性としては、教育研究活動の質の保証と改善を図り、諸改革を進めるために本学の使命・目的に即した自主的な自己点検・評価を恒常的に実施する体制を整備して、周期的に実施していることで満たしている。

また、自己点検・評価活動の誠実性は、現状把握のために必要なアンケート調査や各種資料を十分に収集・整理し分析・検討しており、そのエビデンスに基づいた自己点検・評価の結果を学内で共有し、ホームページ等を通じて社会にも公表していることで満たしている。さらに、自己点検・評価活動の有効性は、教育研究の改善と向上に結び付くとして、自己点検・評価の結果を活用するための PDCA サイクルの仕組みが確立されていることで満たしている。

以上のとおり、「基準 6」における全ての「基準項目」について、自己点検・評価を実施した結果、「基準 6」を満たしている。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 大学の活動を支える特色あるセンター

A-1. キリスト教文化研究センター

A-1-①. 「教育の理念（純心のこころ）」を支えるカトリシズム研究の推進

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

キリスト教文化研究センターは、同センター規程第 2 条に「キリスト教ヒューマニズム」と「建学の精神」の研究とその普及の推進、および、これに関わる諸般の事業の運営を通して、本学内外のキリスト教文化に関する教育・研究の発展に資することを目的としている」と規定され、それらを具体化し事業運営を円滑に進めるため、運営委員会を中心に研究組織の体制を整備している。

今年度も様々な事業を通じて教職員や地域社会に「建学の精神」を支えるカトリシズムについて発信している。

新型コロナウイルス感染が猛威を振るう今年度、様々な場面で柔軟な発想の転換が求められた。当センターでは、創立者が掲げた本学設置の意義に鑑み、芸術とりわけ音楽を通

して、世の中に平安を伝えることは本学の使命ではないのかとの考えから、予定していた事業はすべてオンライン形式で開催することとした。学部学科構成が変わっても「感性教育」を謳う本学の教育理念は変わるものではないことを、実証する結果となった。また、終息の目処が立たない中、新しいイベントのあり方のトライアルとして、様々な学びがあった。

〈シンポジウム開催〉

当センター主任が座長(ファシリテーター)となりシンポジウム「癒し(いやし)Part. 2」をオンラインで開催(10月24日(土))した。提題者田尻真理子(本学教授)、山本君子(本学教授)、鏑木陽子(本学客員教授)

〈コンサート開催〉

本学江角記念講堂には、パイプオルガンが附設されており、様々な催しに活用されている。本センター主催では、本学教員による「パイプオルガンレクチャーコンサート」をオンラインにて開催(10月10日(土))した。

また、地域共創センターとの共催で「クリスマスオルガンコンサート2020」をオンラインで開催(12月12日(土))した。コンサート形式からチャリティ活動の実施は困難なことから、本年度は「チャリティ」という言葉を名称から省いた。

〈委員による研究交流〉

官本センター主任がオンラインで広島大学、東京大学、広島学院大学の教授や韓国の研究者などと共に石牟礼文学等をテーマとした研究会を開催。

〈出版物〉

本学は、カトリック大学としてキリスト教の文化を教職員、学生及び関係者へ広く伝えるキャンパスミニストリーの一助として、『純心のこころ』を、論文集として『カトリコス』を、また、本センターの年間活動記録として「Newsletter」を毎年刊行している。さらに、クリスマスとイースターの意義を伝えるためグリーティングカードを作成し、学内に配布している。

(3) A-1の改善・向上方策(将来計画)

本学は、宗教学法人純心聖母会が母体にあり「建学の精神」や「教育理念」にキリストの教えを根幹としている。本センターは、それらを学内外へ周知するためにも多数の事業を計画している。

A-2. 地域共創センター

A-2-①. 地域のニーズに沿った貢献

(1) A-2の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている」

(2) A-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本学は、八王子市と本学を設置している東京純心女子学園とで包括協定の締結、大学コンソーシアム八王子の加盟校になるなど、地域社会と密接に関わっている。

地域共創センターは、学則第5条1項に基づき設置され、同センターの運営を円滑に進めるために地域共創センター運営委員会を組織している。

同センターの設置目的は、同センター規程第2条に「地域住民に対して生涯学習の機会の提供、施設の開放及び地方公共団体等に対して教職員を派遣し、地域社会との交流を深めること」と規定している。

主な取り組みとしては、地域社会へ本学の有形資産であるパイプオルガンを活用した講座や個性豊かつ専門性の高い専任教員による講義を設けるなど、より多くの地域住民等に対して生涯学習を促している。

2020（令和2）年は、地域貢献をさらに進めるため、八王子学園都市大学「いちよう塾」への講座提供数を増やし、開催計画では21講座中16講座を提供することとなった。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、前期に計画をしていた公開講座は中止または延期となってしまった。その中でも、新型コロナウイルス感染予防策を徹底し「パイプオルガン初級講座 part.4 ～教会歴を学びつつコラールを歌い、オルガンを弾きましよう～」 「パイプオルガン中級・上級コース ～オルガン音楽の学びを深めましよう～」の講座を開講し、コロナ禍で学習、知識欲がありながらも行動自粛により心の糧を見出すことができずにいる地域住民の一助となることができた。

また、地域貢献活動として位置づけられているキリスト教文化研究センターとの共催による「クリスマスチャリティオルガンコンサート 2020」は、チャリティの実施を断念することとなったが、形を変えオンラインでのコンサートとして開催（総視聴回数1,105名）した。

【地域共創センター関係公開講座運営状況】

年度	2020年度	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度
公開講座数	21（計画講座数） 8（実施講座数）	22	12	16	18
受講者総数	102	763	489	416	330

(3) A-2の改善・向上計画（将来計画）

地域共創センターでは、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ2021年度は現在、中心となっている対面での公開講座を見直し、オンラインでの講座提供についても検討を進める。また、産学公連携の一環である大学コンソーシアム八王子が主催する「学生発表会」「八王子学生CMコンテスト」への参加や八王子北商店会への協力も具体的な協議をし、本学が対応可能な範囲で調整している。

A-3. こども教育実践研究センター

A-3-①. こども文化学科の教育・研究の発展と推進

(1) A-3の自己判定

「基準項目A-3は満たしている」

(2) A-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

こども教育実践研究センターでは、地域社会への専門性の還元（地域のこども文化学に関するセンター役割）と、卒業生の卒業教育、保育士・幼稚園教諭等の現職者教育の観点から、以下のような研修会・公開講座・学会および研究会の開催を行っている。

＜卒業生の卒後教育・在職者研修＞——東京都保育士等キャリアアップ研修

平成30(2018)年12月～平成31(2019)年3月までの期間に、一般社団法人八王子市私立保育園協会との共催で、以下の通り「東京都保育士等キャリアアップ研修」を行った。

- ① 平成30(2018)年12月7日～9日「乳児保育」
- ② 平成31(2019)年2月14日～16日「幼児教育」
- ③ 平成31(2019)年2月21日～23日「保健衛生・安全対策」
- ④ 平成31(2019)年2月27日～3月1日「食育・アレルギー対応」

以上、4領域にわたって12日間(15時間×4回=全60時間)「東京都保育士等キャリアアップ研修」を実施し、参加者数はのべ522名であった。

本センター教員から5名の教員が東京都の審査を経て講師として登壇し、卒業生への卒後研修ならびに地域の現職者研修を行うことで地域の保育学の拠点としての役割を果たした。

＜地域貢献＞——公開講座

こども教育実践研究センターの公開講座として、以下の2つの講座を開講した。

- ① 「純心絵本学セミナー」
【日時】令和元(2019)年7月6日(土)
((1) 9:00～10:30、(2) 10:30～12:00)
【会場】八王子学園都市センター第1セミナー室
【講師】(1) 野上暁客員教授「絵本とは何か?日本の絵本の歴史と創作の秘密」
(2) 木村裕一客員教授「きむらゆういちの世界～人と作品の魅力に迫る～」
【参加者】学生30名、卒業生1名、一般6名

- ② 「JUNSHIN Global Kids English」
【期間】令和元(2019)年11月9日(土)、11月30日(土)、12月21日(土)、
1月25日(土)
【対象】八王子市内の小学4年生～6年生
【意義】世界140カ国以上の学校・団体が参加する最大の国際教育ネットワーク iEARNのプロジェクト学習を活用し、国際理解と英語学習の機会を地域に提供する。また、iEARNの日本センターである JEARN の Tokyo Youth Project との共催講座として、学生がサポーターとして講座に参加し、国際的な教育の連携と実践方法を学ぶ、アクティブ・ラーニングの場としても活用する。

(1) A-3の改善・向上方策(将来計画)

これまで、卒業生の卒後教育と在職者研修、ならびに公開講座を通じた地域社会への貢献に専念してきたが、学術的貢献と国際協力の面で課題があった。

そこで、令和元(2019)年度は、全国規模の学術大会の運営について学会からの要請を受け、大会の企画運営を担当することを決定した。

現在、以下の内容で学術大会実行委員会を発足し、2 か年計画で進行中である。

<学術的貢献>——全国規模の学術大会の企画運営

【学会名】 日本児童文学学会

【大会名】 日本児童文学学会第 59 回研究大会

【実行委員会発足】 令和元（2019）年 6 月（学部会決定）

【大会開催予定日】 令和 2（2020）年 11 月

上記の通り、令和元（2019）年度からは、これまで不足していた学術的貢献の面において当センターの活動を改善している。今後の発展に向けて、国際交流や国際協力への足場をかためる見通しである。

A-4. 看護教育実践研究センター

A-4-①. 看護学生に関する教育・実践・研究能力の育成

(1) A-4 の自己判定

「基準項目 A-4 は満たしている」

(2) A-4-①の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

看護教育実践研究センターは、同センター規程第 2 条に「看護学生に関する教育・実践・研究能力の育成および向上を図り、本学の教育・研究の発展に資することを目的とする」と規定されている。それらを具体化し事業運営を円滑に進めている。

(1) 看護学生に関する教育・実践・研究能力の育成

看護教育実践研究センターは看護学生に関する教育・実践・研究能力の育成および向上を図り、本学の教育・研究の発展に資することを目的として、東京純心大学看護学部 に附設されている。

本学は、聖マリアンナ医科大学と教育人材の確保や臨床実習における場の提供、学生指導にかかるスタッフの教育環境の整備面について相互連携を図ることを目的に連携協定を締結している。看護学生の実習に関する教育・実践・研究能力の育成は実習運営部会で協議を行っている。今年度の実習運営部会では基礎看護学実習 I II、専門領域看護学実習に向けて、令和元（2019）年度の実習評価をもとに実習環境の調整を行った。令和 2（2020）年 1 月 8 日に WHO が新型コロナウイルス感染症を認定、4 月 7 日に緊急事態宣言発出後、令和 2（2020）年度前期の統合実習 I II の臨地実習は中止となり、学内実習に変更となった。後期においては、新型コロナウイルス感染症の終息の兆しはないが、感染予防に努めながら実習が再開となった。以下、看護学実習（感染予防マニュアルを含む）の実績は次のとおりである。

- ①新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「東京純心大学新型コロナウイルス感染予防マニュアル」「健康・行動チェック表」を作成した。

- ②令和 2 (2020) 年後期の基礎看護学実習 I II は実習期間と実習時間を調整後、聖マリアンナ医科大学病院で実習が行われた。
- ③専門領域看護学実習は実習期間と実習時間を調整後、聖マリアンナ医科大学病院、川崎市立多摩病院等、聖マリアンナ医科大学西部病院、八王子市内の大学病院と近隣の病院、施設、訪問看護ステーションの施設院で実習が行われた。
- ④聖マリアンナ医科大学病院での臨地実習においては、臨床教員制度が開始されて3年が経過した。臨床教員制度の実績について、臨床教員ならびに大学教員にアンケート調査を実施し、成果と課題を明らかにする。

(2) 地域のネットワーク構築に関する事業の推進

新型コロナウイルス感染症拡大に伴うイベント等の自粛要請より、令和 2 (2020) 年度の以下の取り組みは中止となったが、新型コロナウイルス感染症終息後に向け、イベントの準備を実施している。

- ・地域医療連携看護師会との連携による研修会の開催

地域医療連携看護師会は平成 27 (2015) 年度に発足し、今年度末で 4 年を迎える。入会施設は 25 施設、年 4 回の活動を行っている。

(3) 地域住民の健康な生活 (生きがい) づくりに関する事業の推進

新型コロナウイルス感染症拡大に伴うイベント等の自粛要請より、2020 年度の以下の取り組みは一部を除いて中止となったが、新型コロナウイルス感染症終息後に向け、イベントの準備を実施している。

- ①東京純心大学「生きる力」向上プロジェクト

幼児期から身につけたい「健康」と「安全」について他分野の専門家が市内の幼児対象に次の講座を実施する。

- ②がんサロン開設

地域で暮らすがんサバイバーや家族が、悩みや不安を安心して話せる場を作り、がんサバイバーの仲間づくりをサポートすることを目的にがんサロンを開設する。

- ③八王子センター元気との連携

八王子センター元気は八王子市の委託を受けて高齢者の社会参加を支援するボランティア団体である。平成 29 (2017) 年度から地域貢献ならびに学生の学習効果向上を目的に連携事業を実施している。今年度の活動は、大学授業への参加を通し、世代間交流の機会を創出することで、高齢者の生きがい作りや学生の学びの場づくりとなっている。

- ④東京純心大学 看護学部看護学科「八王子市認知症サポーター大学生の活動推進プロジェクト」

大学生は、認知症高齢者が増加する日本の次世代を牽引していくリーダー的な存在であり、八王子一市民として認知症高齢者対策に関心を持ち積極的な支援活動が期待できる存在である。八王子市大学生に限定した VR (バーチャルリアリティ) 認知症体験学修講座、認知症サポーター養成講座の受講により認知症サポーター (オレンジリング) を取得し、シチズンシップによるボランティア活動を推進する。厚生労働省

推進事業 八王子市大学生限定 VR（バーチャルリアリティ）認知症体験学修講座・認知症サポーター養成講座を開催する。

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

看護教育実践研究センターは、地域との関わりをとおして学生の教育・実践・研究能力の育成及び向上を図っている。また、地域社会との連携を重要視しているため、大学の教育研究成果を適切に還元するための社会貢献に関する方針を見直し、社会貢献に関する取り組みを実施する。

【基準 A の自己評価】

今年度も、各センターは、運営委員会を原則毎月開催し、また様々な事業活動を実施している。これらは、大学運営上においても地域社会においても貢献度は高く、とりわけ、こども及び看護教育実践研究センターは、当該学科生に能動的に物事に取組む力をつけさせる仕組みも一部に導入するなど学生の教育や実践能力の向上に寄与している。

以上のとおり、「基準 A」における全ての「基準項目」について、自己点検・評価を実施した結果、「基準 A」を満たしている。

V. 特記事項

1 高大連携事業

本学では令和 2（2020）年度に東京純心女子中学校・高等学校（東京都）、白鵬女子高等学校（神奈川県）、東京女子学院高等学校（東京都）、品川エトワール女子高等学校（東京都）の計 4 校と高大連携協定を締結した。

協定の内容は、大学が提供するプログラム（授業）に高校生が参加し、修了すれば単位を認定するものである。ここで修得した単位は、本学に入学した場合には既修得単位として認定されることとなっている。

(1) 叡智探求セレクトデザインプログラム

東京純心女子中学校・高等学校との連携で実施している。現代文化学部の「こども文化特講 C」に 4 人、看護学部の「Science Basics 特論」に 7 人参加している。

(2) サマーセッション

7 月 29 日、30 日、8 月 3 日から 5 日まで実施し、白鵬女子高等学校の生徒 25 人が現代文化学部の「こども文化特講 C」に参加し、修了者は 23 人であった。

